

## 第4章 日光杉並木街道の保存・活用における現状と課題

### 1 保存（保存管理）の現状と課題

#### (1) 保存（保存管理）の現状

世界に誇る貴重な文化財である「特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道 附並木寄進碑」の並木杉を保護するために、従前の保存管理計画に基づき、樹勢回復事業として木柵工法や中空コンクリートブロック（以下「ポカラ」という。）工法の実施、支障木の伐採や隣接木対策のほか、杉並木街道隣接の私有地（保全地域）の文化財保護法上の追加指定や公有地化、並びに日光杉並木街道に代わるバイパスの整備など、杉並木を取り巻く環境の整備を中心とした各種取組を実施してきた。

※本文中の樹勢回復事業の各工法等は、資料編(8)に掲げるとおり

それら樹勢回復事業や公有地化、並びにバイパスの整備等は従前の保存管理計画策定から約25年を経て、一定の進捗は見られる。しかし、従前の保存管理計画策定時に示された以下の問題は、現在もなお、完全に解消されているとは言えない。

	従前の保存管理計画時	現在
ア	日光杉並木街道を通過する車両の増加に伴い、排気ガス、振動等の影響から樹勢を弱めている。	バイパスの整備等が進み、通行止め箇所ができたことから、全般的に街道内通過車両は減少している。しかし、バイパス未整備区間における街道内及び日光街道と並行する現国道の通過車両による樹勢への影響については、未だ課題が残っている。
イ	都市化現象により街道周辺の開発（個人宅地造成等）が増加しているため、樹根への影響が懸念される。	街道の沿道における開発は現状変更等の規制のため減少しているといえるが、市街地においては、未だに個人住宅が建てられており、樹根への影響及び倒木・落枝による住家への影響が懸念される。
ウ	杉自体の老化現象がおきており、樹幹の空洞化、腐食化が進んでいる。	杉自体の老化現象により、空洞化、腐食化のみならず、枯損も増えることが考えられ、並木杉の減少による景観への影響が懸念される。

日光杉並木街道データ（平成 30(2018)年度末現在）

① 並木杉現存数

- ・ 12,225 本

② 樹勢回復事業

- ・ 木柵工法（整備） 12,978m（改修） 3,928m                      ・ ポカラ工法 219m
- ・ 客土吹付工 843m                      ・ 客土工 697 m<sup>2</sup>                      ・ 踏込防止 696m
- ・ 支障木伐採工 28,800 m<sup>2</sup>                      ・ 隣接木対策 52,380 m<sup>2</sup>

③ 保護用地公有地化

- ・ 取得面積 341,795 m<sup>2</sup>（公有地化率 46.2%）

④ バイパスの整備に伴う通行止め区間

- ・ 日光街道：リフレッシュマイロード（野口～瀬川区間）の一部(L=0.8km)、  
水無～大沢区間(L=0.9km)、七本桜～桜杉区間(L=0.4km)
- ・ 例幣使街道：明神～板橋区間(L=1.0km)

**（２） 保存（保存管理）の課題**

植栽されてから 400 年近く経過した並木杉には、幹の空洞化や先枯れなどの杉自体の老化現象に加えて、車の振動・排気ガス、隣接木による日照の阻害、杉並木街道の拡幅工事及び並木敷周辺の宅地造成等の開発に伴う根系の切断など、生育を阻害すると考えられる複数の要因があり、杉の生育環境としては良好な状態とはいえない。そのような状態にある杉並木への対策として、（１）に記載したとおり、これまで各種樹勢回復事業などを実施してきたところであるが、今後の保護施策をより実効あるものにしていく上でのいくつかの課題を以下に示す。

① 公有地化対象地域の見直し

官民境から概ね 20m の範囲は、保全地域（70 ページ参照）として、文化財保護法による現状変更等の規制の対象であるが、第 6 章 3（１）現状変更等の取扱方針（75 ページ）にあるように B 地域（72 ページ参照）においては、A 地域（同）より一段緩い規制となっているため、開発による樹根への影響が懸念されており、公有地化対象地域の見直しが課題となっている。

② 倒木等による事故等の未然防止と安全対策

倒木や落枝による住家や通行車両への被害が懸念されており、特に台風や強風により毎年複数の杉が倒木している。また、交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝を速やかに伐採するなど、被害の未然防止のための安全対策が課題と

なっている。

### ③ 杉並木の更新・補植の検討

樹幹の空洞化・腐食化など、杉自体の老化現象が進んでいる中、倒木や枯損により杉並木の本数が減少傾向にある。文化財として指定されている「並木杉」を将来にわたり保存し、杉並木を維持・更新していくためには、後継木に関する具体的検討を行う必要があるが、補植等の実施方法などが課題となっている。

## 2 活用の現状と課題

### (1) 活用の現状

日光市野口～瀬川区間のポカラ整備区間を中心とした鑑賞路は、周辺に日光市の杉並木公園や栃木県の日光だいや川公園などが整備されており、杉並木の見学や憩いの場として、地域住民はもとより、来訪者にも利用されている。また、近くには、平成29(2017)年、日光市歴史民俗資料館が開設され、日光杉並木街道関連の展示などを常時行っており、日光杉並木街道を教材とした学習・情報発信の場となっている。更には、地域の団体が運営する日光杉並木観光ガイド事業や地元の有識者による小学校に出向いての講座なども定期的に行われている。

また、日光杉並木街道は清掃活動や、マラソン大会等の各種イベントにも活用され、県内外の多くの参加者が日光杉並木街道をより深く知るきっかけとなっている。更に、普及活動として、栃木県や日光東照宮、日光市観光協会などによるホームページでの案内や栃木県によるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での広報活動が行われている。

### (2) 活用の課題

現状で示したように、景観が良く、周辺に公園や駐車場などが整備された日光市野口～瀬川区間の鑑賞路においては、杉並木の見学や憩いの場、イベントの場として活用されることが少なくない。しかし、特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けた文化財であり、世界遺産「日光の社寺」へとつながる歴史的街道といったうたい文句があるにもかかわらず、知名度不足もあり観光資源としての活用までに至っていないのが現状である。今後は、県内外を問わず多くの人に訪れてもらえるよう、ソフト面での充実を図っていくなど、観光資源としての活用が課題となっている。

### 3 整備の現状と課題

#### (1) 整備の現状

保存のための整備としては、街道内の通過車両の減少を目指したバイパス整備、樹勢回復事業としての木柵の整備・改修などを行っている。

また、活用のための整備としては、過去において、日光市野口～瀬川区間の「リフレッシュマイロード事業」による鑑賞路の整備や、周辺の杉並木公園・駐車場の整備、案内板・説明板の設置などを行っている。

#### (2) 整備の課題

バイパス整備や木柵の整備・改修など、保存のための整備については、通行車両の減少や根の露出の防止など、施工箇所において、樹勢に対して一定の効果があると期待できる。

一方、活用のための整備については、来訪者に対する便宜供与として一定の機能を果たしているものの、観光資源として活かされているとまでは言えない。更に観賞路については、遊歩道としての要素はあるものの、史跡の継承を十分に考慮した整備ではなかった。

そこで、保存と活用の両方につながる整備としては、「並木道」を往時（江戸時代）の姿に戻すこと（街道復元）が抜本的な解決策であると考え、そのためには、バイパス整備に伴う通行止め箇所の検討、財源の確保、実施体制などが課題である。

### 4 運営体制の現状と課題

#### (1) 運営体制の現状

日光杉並木街道保護の各種施策を実効あるものとするため、従前の保存管理計画の中に各関係機関が担うべき役割を定めるとともに、目標の達成に向け、それぞれが連携しながら、施策の推進に努めている。また、定期的に「日光杉並木街道保護対策連絡協議会」を開催し、各関係機関が相互に意思疎通を図りながら、施策の進捗の把握に努めている。

#### (2) 運営体制の課題

日光杉並木街道を取り巻く環境が変化する中、新たな課題への対応が求められており、各関係機関が担うべき役割を再整理・明確化することが重要である。また、早期に目標を達成するため、意思決定の迅速化を図っていく必要がある。そのため、

今後は、課題の解決に向け、これまで以上に相互連携を強化し、迅速に意思決定を行うための体制を構築していくことが課題となっている。

## 第5章 保存活用計画の基本方針

日光杉並木街道の保護は、従前の保存管理計画に基づいて、日光街道、例幣使街道、会津西街道における並木杉の保護対策と並木街道としての保存環境の向上を目指す施策を栃木県及び関係機関の協力のもとで行ってきた。

一方、日光杉並木街道は、総延長 30km 超に及ぶ距離、並木杉 12,000 本余りに及ぶ規模はもとより、保護対象が生き物であること、現に生活道路として利用していること、市街地を含んでいることなど、文化財として稀有な性質を有しており、保護施策を実施する視点で見ると、課題解決における困難さを内包している。前章に示したいくつかの課題についても、この性質が根本的な要因となっているものが多い。言うまでもないが、これら根本的要因を一朝一夕で解決することは困難である。前章の課題を受けての各具体的施策については、次章以降に示すが、まず、普遍的な方向性を示す意味で、保存活用計画の基本方針を次のとおり定めるものである。

- ① 本質的価値を構成する要素、及びそれに準ずる要素を的確に保存し、特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けている貴重な文化遺産である「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」を将来にわたり、守り引き継いでいく。
- ② 並木街道としての整備・活用に関する取組を積極的に展開し、その魅力を国内外に発信していくことにより、日光杉並木街道が多くの人々に身近で開かれた存在となるように努める。
- ③ 保存活用計画を実効あるものとするために、栃木県（教育委員会・県土整備部・環境森林部）、日光市、日光東照宮などの関係機関の役割分担を整理・明確化し、関係機関が連携しながら、各施策を着実に執行していく体制を構築する。

以上の観点を踏まえ、これまでの取組を検証しながら、新たな課題にも対応できるように、以下の施策を中心に、日光杉並木街道の保存・活用を進めていくこととする。

- ア 日光杉並木街道の保存（保存管理）のための施策（第6章）
- イ 日光杉並木街道の活用のための施策（第7章）
- ウ 日光杉並木街道の整備のための施策（第8章）
- エ 運営体制の確立のための施策（第9章）

## 第6章 保存（保存管理）

### 1 保存（保存管理）の方向性と方法

#### （1）保存（保存管理）の方向性

従前の保存管理計画の保護対象地域、地域区分、現状変更等の制限等の考え方を踏襲しつつ、第4章1（2）保存（保存管理）の課題（64ページ）で示した今後の課題に対応しながら、特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けている貴重な文化遺産である「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」を将来にわたり、守り引き継いでいくことを大義とした施策を行っていく。

#### （2）保存（保存管理）の方法

以下の二つの地域分類によって、保存（保存管理）の取扱いを定める。

① 杉並木保護に必要な措置を執らなければならない地域を「保護対象地域」とし、街道を横方向（後背地－並木敷－道路敷－並木敷－後背地）に区分した上で「指定地域」と「保全地域」に分類し、その範囲において保護対策を行う。

② 公有地化、現状変更等の取扱いの考え方の基礎となるのが「保護のための地域区分」であり、街道を縦方向に、その地域の特徴を総合的に勘案して、「A地域」、「B地域」、「C地域」の三つに区分し、保護を図る。

### 2 保護対象地域と保護のための地域区分

#### （1）保護対象地域（指定地域と保全地域）

日光杉並木街道の総延長 30km 超に対して、並木杉保護に必要な措置を執らなければならない地域を「保護対象地域」に設定し、その範囲に関わる保護対策を行うこととする。

保護対象地域のうち、並木杉の生育している並木敷（指定地※1）とその後背地で並木杉の保護のために国が必要と認めた地域（追加指定地※1）を「指定地域」とする。また、並木杉の生育の保護を図るためには、並木敷（指定地）の保護だけでは不十分であり、並木敷（指定地）に隣接する地域を最低でも 20m の範囲にわたり確保すべきである（※2）ことから、街道の両外側の官民境から概ね 20m の範囲を並木杉の樹根保護のために必要な地域として「保全地域」に設定する。更に、現在道路として使用されている地域についても、道路に関する施策との調整を図りつつ、並木敷に挟まれた隣接地として同様に杉並木保護に対する考慮が必要なことから、「保全地域」とする。

以上の「指定地域」と「保全地域」の範囲を、日光杉並木街道の保護を図るために必要な地域とした上で各種保存・活用施策を実施していく。

※1 指定地及び追加指定地は、文化財保護法第109条第2項の規定により、文部科学大臣が指定

※2 昭和期に杉並木の保護に尽力した林学者である鈴木丙馬博士が「並木敷の隣接地を最小限20m幅買上げ、これを完全な並木敷として管理するべき。」と明言している。

なお、保護対象地域を分類すると次のとおりである。

区 分	保 護 対 象 地 域	具 体 的 箇 所
指定地域	特別史跡・特別天然記念物としての指定地及び追加指定された地域	並木杉が生育している並木敷（指定地）及びその後背地のうち追加指定した区域（追加指定地）
保全地域	樹根保護のため必要な地域	並木敷両外側の官民境から概ね20mの範囲
	現在道路として使用している地域	街道内の道路（国道）及び進入路

また、これを図解すると図-1のようになる。





## (2) 保護のための地域区分

### ① A・B・C地域

日光杉並木街道は、総延長が30km超に及ぶこともあり、周辺の開発が進んでいる地域もあれば、概ね自然の状態のままの地域もあり、その状況はさまざまである。

昭和52(1977)年3月策定の保存管理計画において、「膨大な地域を並木杉保護のため、更なる指定地域を拡大し、かつ、これを全域公有化することは行財政上不可能であるので、これを保護の必要性と効果度、利用(活用)性を見込みをまず考慮し、併せて都市計画、道路状況と今後の見通し、住宅等の密集状況、後背地の土地利用状況等を総合的に勘案して、A地域、B地域及びC地域の三つの地域に区分し、それぞれの保存管理方針及び活用の限度等について定めていくこととする。」とし、区分を行っている。

従前の保存管理計画においてもその区分を継承し、三つの地域区分における、公有地化、現状変更等の取扱いの考え方を定めてきた。上記の考え方は、現時点においても地域区分の分類の基礎となっていることから、今後についても、その分類を継承し、保護を図る。

区 分	状 態	指 標
A地域	後背地が概ね自然林や農地の状態を呈しており、開発が進んでおらず、良好な状態を保持することで、保護効果が十分に期待される地域	当時の周辺環境をそのまま将来に残したい地域
B地域	後背地に家屋等が見られるが、杉並木の保護のためにはA地域と同等の保護対策を必要とする地域	住民との共生を図りつつも、将来に向け保護を続ける地域
C地域	宿場であった区域など、元来、杉並木がなかった区域を含み、現在も杉並木の形跡が認められない地域	並木杉との関わりよりも街道との関わりをどうするかを考えていく地域

※並木敷に設置している区域標では、住民にもわかりやすいように、

A地域を「特別保護地域」、B地域を「保護地域」、C地域を「普通地域」と表示している。



A地域（後背地が自然林）例幣使街道・明神



A地域（後背地が農地）例幣使街道・小倉



B 地域（後背地に住宅地あり）日光街道・野口



C 地域（並木敷が無い）日光街道・水無

## ② 地域区分の見直し

B地域をA地域の環境に近づけていくことが杉並木の保護には理想であるが、開発が進む中、沿線住民の住環境も考慮する必要があることから、地元の意向を踏まえつつ見直しを行っていく。住民によっては、移転に伴う空き地の買い取り（公有地化）希望も増えていることから、「4追加指定と公有地化」（86ページ）で示すように、B地域の空き地等についても、予算と公有地化の計画を考慮しながら、可能な範囲で公有地化を進めていく。

また、ある程度の範囲で後背地が空き地となった地域については、B地域からA地域への移行を検討することも必要になってくる。その際、平成27(2015)年度～平成30(2018)年度にかけて作成した「日光杉並木街道環境図」を基礎資料として、並木杉の現存状態や後背地の土地利用状況等を調査の上、保護効果が将来期待できる地域がある場合は、公有地化の進展状況を勘案の上、必要に応じて地域区分の見直しを行う。特に、B地域において次の状況にある地域については、A地域への移行を進めていくこととする。

ア 杉並木の環境、景観の良い地域

イ 並木敷の後背地の現況が更地、林地、雑種地、草地等である地域

ウ 杉並木がある程度連続している地域

なお、地域区分の見直しを行う場合は、関係地域住民や地権者等の理解を得るとともに関係機関との協議を行った後、「日光杉並木街道保護対策連絡協議会」の承認を得る必要がある。

## 3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為等の取扱い

### (1) 現状変更等の取扱方針

現状変更等の制限については、文化財保護法第125条第1項で「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されるように、「史跡名勝天然記念物に対する現状変更」と「史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす行為」とに分類される。

今後においても、これまでの考え方を踏襲し、「指定地域」（指定地及び追加

指定地)における開発行為等は「現状変更」に、「保全地域」(官民境から概ね20mの範囲及び道路敷)における開発行為等については、「保存に影響を及ぼす行為」と見なして、同項ただし書の規定を除き、(2)現状変更等の取扱基準(79ページ)に基づき、判断する。

なお、各種開発行為等に対する並木杉の保護と個人の財産権との調整を図っていく必要があることから、これまでと同様、保護対象地域別に現状変更等の取扱方針を以下のとおり定めることとする。

#### 現状変更等の取扱方針

##### ア 特別史跡・特別天然記念物としての指定地及び追加指定地『指定地域』

A 地域	原則として認められない。 ただし、公益上必要と認められる整備で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
B 地域	原則として認められない。 ただし、公益上必要と認められる整備で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
C 地域	A及びB地域との隣接地において、並木敷から約20mの範囲においては、それぞれの隣接地の取扱方針となることに留意する。
備考	・開発行為等は「現状変更」に該当

##### イ 並木敷の両外側の官民境から概ね20mの範囲『保全地域(後背地)』

A 地域	原則として認められない。 ただし、公益上必要と認められる整備又はその他の改修で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
B 地域	公益上必要と認められる整備並びにその他の整備で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
C 地域	A及びB地域との隣接地において、並木敷から約20mの範囲においては、それぞれの隣接地の取扱方針となることに留意する。

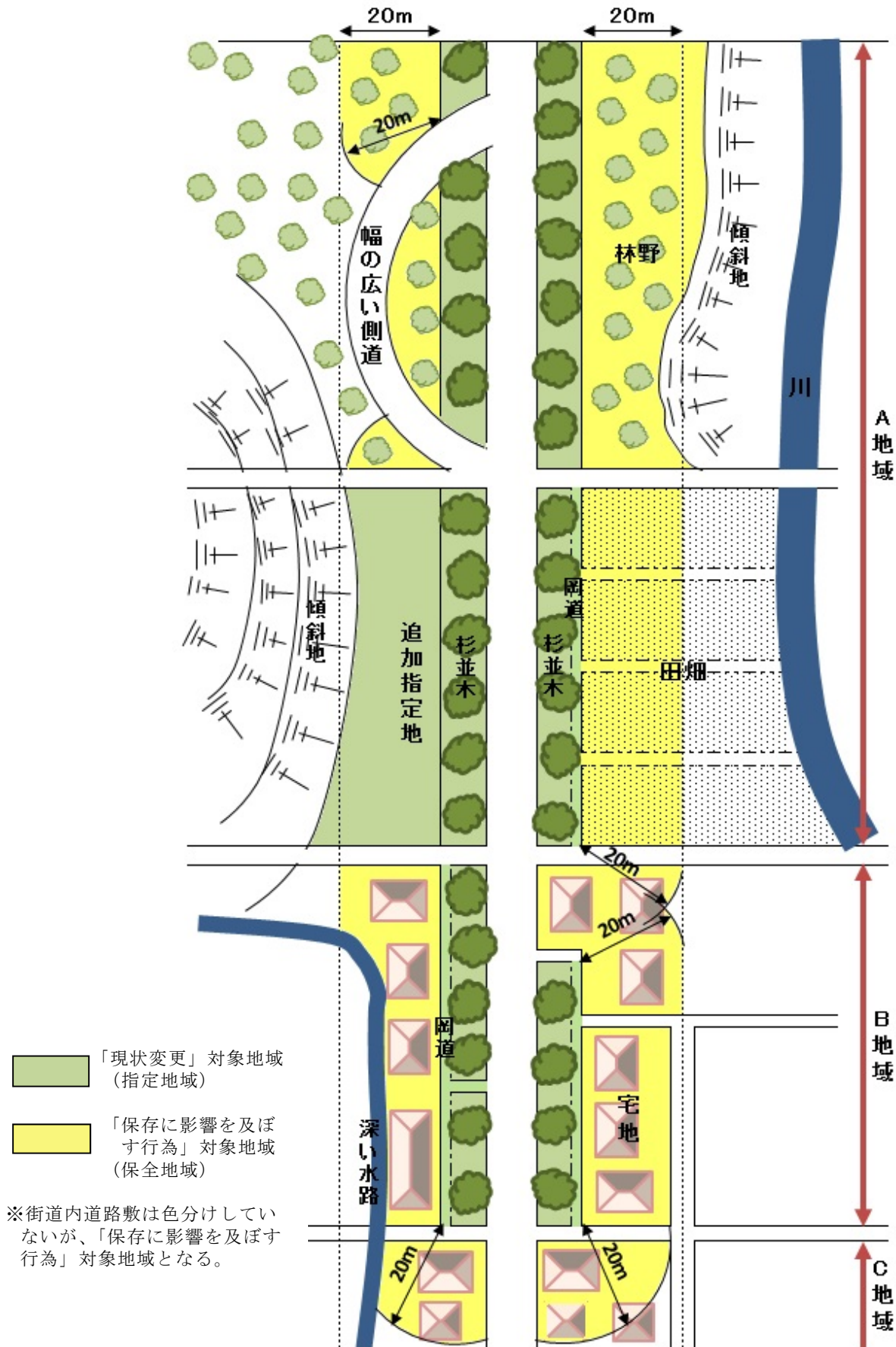
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等は「保存に影響を及ぼす行為」に該当</li> <li>・ A地域「その他の改修」＝「住宅の改築」を認める場合もあるが、「住宅の新築」は原則として認められない。</li> <li>・ B地域「その他の整備」＝「住宅の新築」を条件（幅の広い側道や深い水路により隔てられた土地など）により認める場合もある。</li> </ul>
-----	---

ウ 現在道路として使用している地域『保全地域（道路敷）』

A 地 域	公益上必要と認められる整備で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
B 地 域	公益上必要と認められる整備で、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。
C 地 域	A及びB地域との隣接地において、並木敷から約20mの範囲においては、それぞれの隣接地の取扱方針となることに留意する。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等は「保存に影響を及ぼす行為」に該当</li> <li>・ 道路敷（国有地）であり、公益上必要と認められる整備以外は想定していない（認められない）。</li> </ul>

以上の概念を地域区分別に図示すると図－2のようになる。

図一 2 日光杉並木街道の地域及び現状変更等対象地域概念図





## **(2) 現状変更等の取扱基準**

現状変更等の取扱方針については、75～77 ページのとおりだが、より具体的な取扱基準について表－1（81 ページ）に示す。また、現状変更等に係る法令等の規定について表－2（82 ページ）に示す。

## **(3) 現状変更等の申請手続及び許可区分**

日光杉並木街道の指定地域及び保全地域に対する現状変更等は、現状変更等の取扱方針及び取扱基準に基づき、所定の手続を経て許可される。

申請しようとする者は、事前に協議を行った後、日光東照宮交付の承諾書を添付して、申請書を日光市へ提出する。申請書は日光市教育委員会から県教育委員会を経由して文化庁へ提出され、許可等の決定がなされる。

ただし、一部の軽微な現状変更等については、日光市に権限が移譲されていることから、日光市教育委員会により許可される。

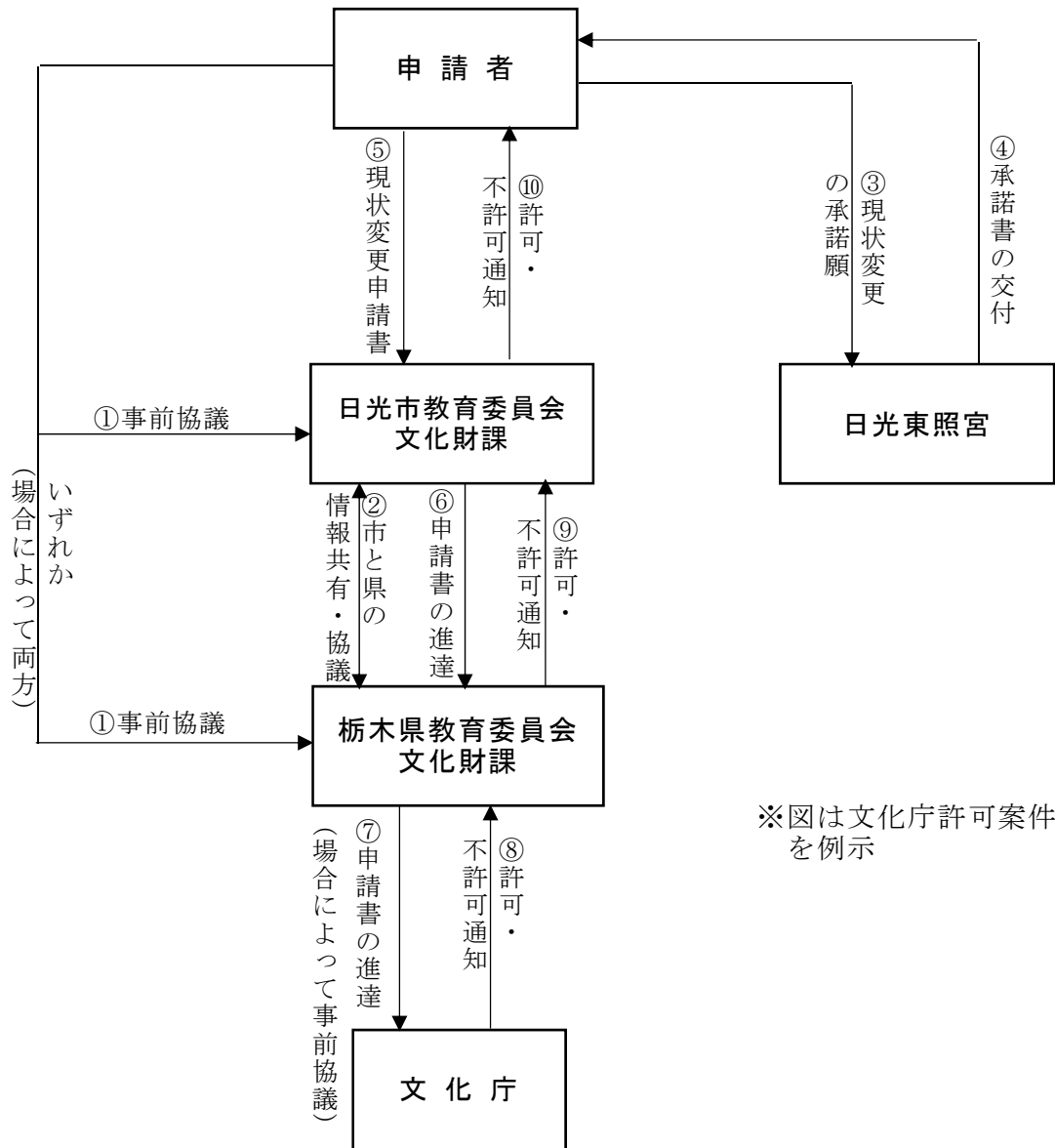
現状変更等の手続の流れについては、図－3のとおりである。

なお、杉並木に関する住民からの相談については、従前「管理連絡所」を日光市役所に月に1回設置していたが、現在は日光市において随時受け付けを行っており、この「管理連絡所」は廃止する。

## **(4) 安全対策（日常管理）等に伴う現状変更等の取扱い**

安全対策としての日常管理等の実施に当たり、文化財保護法第125条第1項ただし書の規定による維持の措置、又は同法第129条の4の規定による現状変更等の許可の特例の適用について、表－3（83 ページ）にその取扱いを示す。

図一 3 日光杉並木街道現状変更等に関する手続の流れ



※図は文化庁許可案件を例示

《案件による流れ》

文化庁許可案件	日光市教育委員会許可案件	市と県の協議案件
①申請者は日光市教育委員会又は県教育委員会のいずれかと事前協議		(場合によっては両方)
②市と県による情報共有及び協議 (場合によっては文化庁と協議) (申請者に事前協議結果を報告)	○市が申請者より事前協議を受けた場合は②を省略可 (申請者に事前協議結果を報告)	②市と県による情報共有及び協議 (申請者に事前協議結果を報告)
③申請者は日光東照宮に承諾願を提出 ④承諾書の交付		
⑤申請者は現状変更申請書 (又は協議書) を日光市教育委員会に提出		
⑥日光市教育委員会は意見を添えて県教育委員会に提出	⑩日光市教育委員会は申請者に許可・不許可通知	○日光市教育委員会は意見を添えて県教育委員会に協議書を提出
⑦県教育委員会は意見を添えて文化庁に提出	○日光市教育委員会は県教育委員会に結果 (許可・不許可) を報告	○県教育委員会は意見を添えて日光市教育委員会に回答
⑧⑨⑩許可・不許可通知		⑩許可・不許可 (協議結果) 通知

表一 現状変更等取扱基準					現状変更・保存に影響を及ぼす行為						
					開発行為		道路事業		公益事業	安全対策(日常管理)	保存行為
					(行為者自身のための行為)		(道路利用者のための行為)		(地元住民のための行為)	(第三者のための行為)	(並木のための行為)
					住宅建築、宅地造成、道路乗入口の確保、大規模間伐など		道路整備・改修、側道整備、連絡道路整備など		インフラ整備、公共交通関連事業など	枯損木対策、安全対策(ワイヤー架け、部分伐採、上部伐採)など	樹勢回復のための行為、保存のための調査、補植事業、管理に必要な施設の設置など
現状変更等の対象	指定地域	指定地 (並木敷)	杉	古木	認められない。	原則として認められない。ただし、既存の公益施設や設備等に杉の成長等による干渉が見られる場合(表一②)は、日常管理の区分に記載する車両や人の通行の妨げとなっている枝及び今後なりそうな枝の事項(同)を準用し、認める。		倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採、及びワイヤー架け等の安全対策(表一③①⑤)は認める。また、日常的に車両や人の通行の妨げとなっている枝及び今後なりそうな枝の部分伐採(同②)は認める。なお、枯れ枝、折れ枝、架かり枝の除去(同③)は許可申請不要。その他、複数の方法を比較した上やむを得ない場合で、古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。	個々の杉に対する樹勢回復のための行為及び調査のための必要最小限の採取等は認める。管理に必要なナンバープレート等の設置は認める。その他、複数の方法を比較した上やむを得ない場合で、並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。		
				古木以外(明らかに補植と判断できるものに限る)		複数の方法を比較した上やむを得ない場合で、生存を脅かさない行為、かつ、隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。					
				古木跡(切株)(実際は除籍(欠番))		複数の方法を比較した上やむを得ない場合で、隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。				—	並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。
				枯損木(倒木状態にある木を含む)		—	—			—	伐採を認める。(許可申請不要(表一③④)、事後に「滅失届」を提出。)
		未登録木	後継木候補木	生存を脅かさない行為、かつ、隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		登録木と同様の安全対策を目的とした行為は認める。(表一③備考)		並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。			
			雑木(杉以外も含む)	隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		その他、古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		急激な環境変化を与えない範囲で必要と認められる行為に限り認める。			
		土地	並木敷	原則として認められない。ただし、不法占用等の建築物等の除去、空き家等の除去等、法令等を起因とする建築物等の除去については、隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。また、その際支障となる最小限の伐採は認める。		並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。ただし、史跡に与える影響を鑑み掘削等において条件を付加する場合もある。		—	樹勢回復事業、樹勢状態の確認調査及び補植のための最小限の掘削等は認める。その他、並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。		
			岡道			—		—	—		
		追加指定地	杉	未登録木(杉以外も含む)	隣接の古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		登録木と同様の安全対策を目的とした行為は認める。(表一③備考)		その他、古木の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。	急激な環境変化を与えない範囲で並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。	
			土地	保護用地	並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		—		—	並木の保存に影響を及ぼさない行為に限り認める。	
保全地域	後背地 (概ね20m)	A地域	原則として認められない。ただし、表一2現状変更等に係る法令等の規定に示す『影響が軽微な場合』は認める。		表一2現状変更等に係る法令等の規定に示す『影響が軽微な場合』の他、並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		—	(公有地化の対象とする。)			
		B地域	表一2現状変更等に係る法令等の規定に示す『影響が軽微な場合』は認める。それ以外は、影響が軽微であるかどうか及び前例があるかどうかにより判断。								
		C地域	A及びB地域との隣接地において、並木敷から約20mの範囲は、それぞれの隣接地の取扱方針になることに留意する。								
	道路敷	A地域	—		並木杉の生育に影響を及ぼさない行為に限り認める。		—	土壌改良等の環境の改善となる行為(いわゆる街道復元も含む)は認める。その他、並木の保存に影響を及ぼさない行為は認める。			
		B地域			—						
		C地域			A及びB地域との隣接地において、並木敷から約20mの範囲は、それぞれの隣接地の取扱方針になることに留意する。						

※全ての行為において、工事中の付近景観及び工事後(完成後)の景観に十分に配慮することを条件とする。

※他法令上の申請等を伴う場合もあるため注意すること。

## 表一 現状変更等に係る法令等の規定

以下法令については、抜粋し整理の上記載している。

文化財保護法(以下「法」という。)第125条第1項

現状変更
指定文化財に物理的・作為的変更を加える行為 (日光杉並木街道の場合: <b>指定地域内の行為</b> )

法第125条第1項

保存に影響を及ぼす行為
指定文化財に物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障を来す行為 (日光杉並木街道の場合: <b>保全地域内の行為</b> )

法第125条第1項ただし書

維持の措置	非常災害のために必要な応急措置	文化庁許可不要
規則第4条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	
維持の措置の範囲	①指定当時の原状に復するとき ②き損・衰亡の拡大防止のための応急措置 ③き損・衰亡かつ復旧不可能による一部分の除去	

令第5条第4項第1号(権限移譲関係)

一部の現状変更の許可権限	市教育委員会の許可権限
現状変更が市の区域内において行われる場合、当該市の教育委員会が行うこととする。(指定地域内に限る。) イ) 小規模建築物で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築、改築 ハ) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更※を伴わない a) 工作物※の設置、改修 b) 道路※の舗装、修繕 ニ) 管理に必要な施設※の設置、改修 ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修 ヘ) 建築物等の除却 ト) 木竹の伐採※(指定木は危険防止のため必要な伐採※に限る) チ) 保存のため必要な試験材料の採取	

※事務処理基準(令第5条第4項第1号関係)

I 共通事項(2)
次の場合には、当該現状変更の許可をすることができない。 ①「保存活用計画」に定められた基準に反する場合 ②滅失、き損、衰亡が著しいものとなる恐れがある場合 ③価値を著しく減じるおそれがある場合 ④生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
II 個別事項
ハ) 関係
(1)「工作物」には、次のものを含む ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道 (2)「道路」は、道路法上の道路のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。 (5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
ニ) 関係
(1)「管理に必要な施設」とは、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。 (3)標識等設置基準規則に定める基準に合致しないものは許可できない。
ト) 関係
(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。 (2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。 (3)木竹の伐採が、「維持の措置」である場合には、許可を要しない。
チ) 関係
(1)「保存のため必要な試験材料の採取」とは、保存を目的とし、現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。 (2)学術研究のためのものなど保存目的でないものは含まれない。

法第125条第1項ただし書

影響が軽微な場合	文化庁許可不要・市と県で協議し判断
文化庁との協議を省略できるもの (文化庁協議の上H21.6.1から適用) ①電柱、水道管、ガス管、下水道管 ・必要限度のやむを得ない規模の撤去 ・土地の掘削が当初埋設の際に掘削された範囲を超えない規模の改修 ②工作物 ・掘削が必要限度のやむを得ない規模である撤去部分を現状地盤高まで覆土する場合の撤去 ③建築物 ・掘削が必要限度のやむを得ない規模である撤去部分を現状地盤高まで覆土する場合の撤去 ・既存の基礎の規模を超えない範囲での建て替え、又は、周囲に側溝、水路があり、基礎をそれらの深さよりも浅く抑える場合の建て替え ④排水管 ・住宅と並木の間に水路があり、それよりも掘削を浅く抑える場合の設置 ・既存の配管ルートを利用した改修で、既存の掘削範囲を超えない場合 ⑤雑木 ・土地の掘削等を伴わない、杉並木周辺の環境変化を起こさない程度の必要最小限のやむを得ない伐採	

上記以外	文化庁と協議の上	市と県で協議し判断
保存に重大な影響があるもの以外 影響が軽微であるかどうか、同様の条件で過去許可しているか等により判断 例: 一定の範囲内の住宅の新築や電柱の新設など 保存に重大な影響があるもの 日光杉並木街道の場合、「保存活用計画」の中で、杉並木の生育に影響を及ぼす行為を認めていない。		文化庁長官による許可

表-3 安全対策(日常管理)等に伴う現状変更等の取扱い

	目的	内容	方法	対象	杉並木に及ぼす影響	法令上の扱い(許可等) 【取扱期間】	手続	必要性	頻度	実施期間	実施主体	備考
①	日常管理	倒木被害の未然防止	ワイヤー架け (93ページ参照)  負荷軽減を目的とした、片枝下ろし(※)及び樹高の2割以内の上部伐採。ただし、将来にわたり個体の衰亡に影響しない範囲に限る。	県が行う調査等において、住家や鉄道、道路通行車両への倒木被害を及ぼす危険性が高いと認められた杉  上記に加え、ワイヤー架けによる対応のみでは、倒木被害の未然防止の効果が期待できないもの	杉並木に及ぼす影響は最小限  必要最小限の伐採	現状変更等に係る手続の弾力化の特例を適用 【計画の認定の日から令和16(2034)年3月31日まで】	文化庁への事後の届出	安全対策(倒木被害の回避)	年間50本程度  年間5本程度	年間を通し随時	日光東照宮(県教育委員会が支援)	倒木危険性の判定及び対策方法の判断は樹木医が行うこととし、その意見を参考に、管理団体(県教育委員会)の助言のもと、所有者(日光東照宮)が決定する。  指定木以外の当該処理については、並木敷内は日光東照宮が実施し、保護用地内は県教育委員会が実施する。(市教育委員会への現状変更等申請)  (※)片枝下ろし:この場合、片側に樹冠から突出して伸びており、倒木危険要因となっている枝の伐採をいう。
②	日常管理	枝等の部分伐採	支障部分の枝の除去	信号や道路標識を覆い隠したり、歩行者の頭上近くまで覆い被さるような、日常的に車両や人の通行の妨げとなっている枝及び今後なりそうな枝	必要最小限の伐採	現状変更等に係る手続の弾力化の特例を適用 【計画の認定の日から令和16(2034)年3月31日まで】	文化庁への事後の届出	安全対策	年間2、3本	年間を通し随時	日光東照宮	指定木以外の当該処理については、並木敷内は日光東照宮が実施し、保護用地内は県教育委員会が実施する。(市教育委員会への現状変更等申請)
③	日常管理	枯れ枝等の処理	枯れ枝、折れ枝、架かり枝の除去	枯れ枝や折れ枝のような復旧不可能と認められる枝並びに架かり枝のような既に幹から離脱している枝のうち危険性が伴うもの	杉並木に及ぼす影響は最小限	維持の措置(許可申請不要)	随時実施可能	安全対策(落枝被害の回避)	年間10本程度	年間を通し随時	日光東照宮(県日光土木事務所は協力)	指定木以外の当該処理については、並木敷内は日光東照宮が実施し、保護用地内は県教育委員会が実施する。(維持の措置(許可申請不要))
④	日常管理	枯損木の伐採	根元付近からの伐採	枯損木(枯損木の判断は、一般の人が見て枯れていると推測される状態にあるもの、これまでの日光東照宮の慣習として「青い葉っぱが一枚もない状態」を基準とする。) ※詳細な判断基準は別に定める	対象木の除籍扱い	維持の措置(許可申請不要)	事前に実施計画を県教育委員会(日光市教育委員会を経由)に示し、事後に文化財保護法に基づく滅失届を提出する。	景観の保持 安全対策(倒木被害の回避)	年間5本程度	年間を通し随時	日光東照宮	指定木以外の当該処理については、並木敷内は日光東照宮が実施し、保護用地内は県教育委員会が実施する。(維持の措置(許可申請不要))  枯損木になった時点で、指定木ではないといえるが、登録上、原則、伐採処理の時点で除籍(滅失)扱いとする。
⑤	日常管理	倒木の処理	根元付近からの伐採	倒木した杉(幹折れや半倒木等再生が不可能の杉も含む。)	対象木の除籍扱い	維持の措置(許可申請不要)	処理を優先し、事後に文化財保護法に基づく滅失届を提出する。	景観の保持 安全確保	年間数本から数十本程度(気象条件による)	倒木時	日光東照宮(県日光土木事務所は協力、県教育委員会は支援)	指定木以外の当該処理については、並木敷内は日光東照宮が実施し、保護用地内は県教育委員会が実施する。(維持の措置(許可申請不要))  倒木の場合、倒木と処理までの時間は短いため、原則、倒木(判明)時を除籍とする。

#### **（５）無断現状変更等の確認（パトロール）**

追加指定されていない保全地域では、現状変更等の許可申請を受けずに、無断で開発行為が行われる可能性がある。

そのため、定期的にパトロールを実施し、開発行為が疑われる場合には、あらかじめ指導を行うことで、保全地域内での住宅等の建設及び急激な環境変化を伴う森林伐採等の現状変更等を抑制するように努める。

#### **（６）道路標識等の設置等**

日光杉並木街道は、現在も国道として供用されており、文化財としての価値もさることながら生活道路や通過交通のための主要な道路として位置づけられている。

このため、速度規制等の道路標識や案内標識、カーブミラー等の設置は交通安全の観点からも不可欠であるが、これまでと同様、更新や新設時には極力配色等に配慮することで、日光杉並木街道の保護や景観の保護を図る。

また、現在日光街道と会津西街道にはバスの定期路線があり、道路幅員が狭い箇所は、並木敷地内にバス停留所が設置されている。地元住民の生活のためには必要なものであるが、停留所の改修等に当たっては、並木杉の生育に配慮した構造とするなど、バス会社等の関係機関と協議しながら、日光杉並木街道の保護を図る。

#### **（７）電柱等の更新等**

道路関係標識とともに、街道沿いには電力・電話線用の電柱があり、また、街道の地下には上下水道等が埋設されるなど、地域住民の生活基盤として利用されている。

これらの設備は、公共性の高い施設として不可欠なものであるが、電柱の更新時には、配色や設置箇所について、電力会社等の所有者に理解と協力を求めるとともに、地下埋設物についても、並木杉の生育に配慮した構造とするなど、関係機関と協議しながら、日光杉並木街道の保護や景観の保護を図る。



景観に配慮した電柱（会津西街道・倉ヶ崎）

#### （８）個人住宅等の建築物の取扱い

杉並木街道は、日光・鹿沼・宇都宮の各市を結ぶ主要幹線道路であり、その周辺の造成や宅地開発等が昭和 40 年代後半に急増し、街道の周辺に造成地が点在している。しかし、その多くはいまだに住宅建設が行われず放置された状態にある。今後、これらの造成地を含めた並木敷隣接地での住宅建設については、現状変更等の取扱方針及び取扱基準に基づき判断していくが、個人住宅等の取扱いについては、次のとおりとする。

##### ① 不法占用住宅の移転促進

会津西街道の大谷向地区や例幣使街道の小倉地区等には、戦後間もなくから並木敷地内に個人住宅が建てられ、並木杉の間に住宅が存在する状態が現在まで続いている。

現行道路法（昭和27年法律第180号）では、並木敷（国有地）にある住宅は不法占用物件の扱いとなるため、現在、県土整備部をはじめ、関係機関が合同で現地調査を実施し、移転指導を行っている。これに加えて、並木杉保護と景観保全のため、

「日光市空き家等の適正管理に関する条例」等による対策が可能な空き家等物件については、栃木県及び日光市が連携して対応していく。

また、移転に当たっては、代替地や移転先が確保されないと早急な解決は難しいと思われるため、代替地や公営住宅等の斡旋を行うなど、日光市の協力を得ながら住宅移転の推進を図る。

### ② 並木敷隣接地内の住宅等の建設手続の指導

並木敷隣接地については、官民境から概ね20mの範囲を現状変更等の許可手続を必要とする保全地域として住宅等の建設を規制しているが、これに加えて日光市等が住宅建設の際に必要な「開発許可」や「建築確認」等の手続において指導を行うとともに、県教育委員会との連携を密にしながら並木杉の生育環境の保護を図る。

### ③ 宅地造成等に伴う街道への出入口開設の制限

並木敷隣接地における宅地造成等で、並木敷を使い出入口を新設することは、関係法令等の法的規制のもとで極力制限し、既設の出入口を利用するよう指導する。

また、日光市による市道等の開設については、杉並木保護に十分配慮した計画となるように関係機関と協議する。

### ④ 不法占用物件、屋外広告物の確認（パトロール）

関係機関が定期的にパトロールを実施し、不法占用物件に対する移転・撤去指導、屋外広告物に対する監視・規制に努める。

なお、新たに不法占用等違反行為を発見した場合は、関係法令に基づき、関係機関が速やかに対処していく。

## 4 追加指定と公有地化

### （1）並木敷隣接地の追加指定

並木杉の保護、特に樹根を守るためには狭い並木敷だけでなく、その後背地についても保存していく必要がある。並木敷隣接の私有地は、開発行為等があるごとに現状変更等の取扱方針に基づく「保全地域」として規制するが、より強い制限により保護する必要がある地域については、特別史跡・特別天然記念物に追加指定する。

追加指定の範囲は、原則として街道の官民境から20mまでの保全地域を指定対象とするが、並木杉の樹根の保護に有効と認められる地域が、地形等により20m内外である場合は、20mに限定せずに追加指定する。

また、これまでは、原則として保護効果が十分に期待されるA地域を中心に追加



指定を行ってきたが、B地域での開発による並木杉への影響が懸念されることから、当該地域においても、追加指定を行う。

なお、追加指定に当たっては、対象地の所有者に係る財産権との調整に配慮しながら行う。

### **（２）保護用地としての公有地化**

特別史跡・特別天然記念物として追加指定された民有地においては、民間の開発行為が認められないことから、その代償措置として、地域区分、周辺環境及び樹勢状況等を考慮の上、緊急性に応じて保護用地としての公有地化を実施する。

### **（３）計画的追加指定（公有地化）の実施**

並木杉保護を効率的に進めるため、杉並木の後背地（民有地）を追加指定する場合は、ある程度まとまった区間を一括して指定することが望ましい。

しかしながら、個人の財産権等との調整に時間を要することに加え、保護用地に係る土地などの買上げのため、相応の予算を確保する必要もあり、まとまった範囲（面積）を追加指定することが難しい状況にある。

そこで、地域区分、開発可能性及び買上げ希望の有無などの各種指標を設定の上、優先順位に基づき、計画的に順次、追加指定（公有地化）を進めていく。



追加指定した保護用地（公有地化）例幣使街道・小代

## 5 杉並木の維持更新

### （1） 並木杉の保全・保育

#### ① 並木杉の台帳管理等

現存の日光杉並木街道台帳は、昭和36（1961）年に整備し、当時の文化財保護委員会（文化庁の前身）、県教育委員会、日光東照宮がそれぞれ保持した。その後の台帳内容の整理や更新はそれぞれが行っていたため、内容の整合が取られていないのが現状である。現存の台帳は貴重な記録として残しつつ、平成12(2000)年度から平成13(2001)年度の自然環境調査（以下「平成12年調査」という。）及び平成27(2015)年度から平成30(2018)年度に実施した緊急調査（以下「平成27年調査」という。）を基に新たな管理台帳を整備し、以下のとおり、その更新、管理方法について検討していく。

## ア 並木杉のデータベース化

現存の台帳は、並木杉個々の存否を主体としていたが、保存のための管理及び日常管理を効率的に行うため、並木杉一本一本について、毎木調査等の調査結果に基づく状態や現状変更等の履歴などを把握、管理するためのカルテとなるデータベースを整備する。

## イ ナンバープレートの更新、管理

個々の並木杉の管理のため、昭和36(1961)年に日光東照宮により取り付けられたナンバープレートについては、老朽化により更新が必要な状態といえる。今後取付けの際には、景観に考慮しつつ、QRコード等を活用したデータ管理を導入するなど多機能化についても検討していく。

## ウ 並木杉の個別データの収集（毎木調査）、分析

日光杉並木街道を将来に残し、保存していくためには、並木杉一本一本についてのデータを定期的に収集し、樹勢状況を把握した上で、適切な保護施策を検討、推進していくことが必要である。これまで栃木県では、平成12年調査及び平成27年調査を行ってきたが、12,000本を超える杉の数と、保護施策の実施及びその効果が現れるまでの期間を考慮すると、調査の間隔は10年から15年が現実的と考えられる。

また、併せて調査結果の分析を行い、効果的な保護対策のための検証データとして活用する。

## エ モニタリング（特定の基準木）

並木杉一本一本についての毎木調査は、前述したように10年から15年の間隔で行うことを基本とするが、いくつかの基準を設け、その基準の代表的な杉を抽出し、1年から数年単位でモニタリング的に樹勢状況等を調査することで、毎木調査の補完とする。

モニタリング基準木 一覧表

No.	樹木番号	街道名	L/R(※1)	地域区分	これまでの対策	工区(※2)
1	R1211	日光	R	A	なし	F
2	L1199	日光	L	A	なし	F
3	R0745	日光	R	A	ポカラ工、木柵工、支障木・隣接木対策	E
4	R0809	日光	R	A	支障木・隣接木対策	E
5	R0855	日光	R	A	木柵工、支障木・隣接木対策	E
6	R0954	日光	R	A	木柵工、支障木・隣接木対策	E
7	L7753	日光	L	A	なし	P
8	R5750	日光	R	A	支障木・隣接木対策	H
9	L7537	日光	L	B	なし	N
10	L0412	日光	L	B	なし	D
11	L5853	日光	L	B	なし	H
12	L5666	日光	L	B	なし	H
13	L0740	日光	L	A	ポカラ工	E
14	L0807	日光	L	A	ポカラ工	E
15	R0690	日光	R	A	ポカラ工、木柵工、支障木・隣接木対策	E
16	L6694	日光	L	A	客土吹付工	L
17	L6029	日光	L	A	なし	I
18	L0254	日光	L	B	木柵工	C
19	L0317	日光	L	B	木柵工	C
20	L0338	日光	L	B	木柵工	C
21	L0350	日光	L	B	木柵工	C
22	R0102	日光	R	A	なし	B
23	R0357	日光	R	B	木柵工	C
24	R6704	日光	R	B	木柵工	L
25	R6754	日光	R	B	木柵工	L
26	R0045	日光	R	B	なし	A
27	R0116	日光	R	B	なし	B
28	R0195	日光	R	B	なし	C
29	R1365	例幣使	R	B	なし	A
30	R1385	例幣使	R	B	なし	A
31	R3460	例幣使	R	A	木柵工	H
32	R5447	例幣使	R	A	木柵工	R
33	R5505	例幣使	R	A	木柵工	R
34	R5518	例幣使	R	A	木柵工	R
35	R1747	例幣使	R	A	木柵工	F
36	R4976	例幣使	R	A	木柵工	P
37	R1439	例幣使	R	A	木柵工	B
38	L2790	例幣使	L	A	木柵工	A
39	L4875	例幣使	L	A	木柵工	B
40	R1814	例幣使	R	A	木柵工	P
41	R2750	例幣使	R	A	なし	F
42	L4667	例幣使	L	A	木柵工	M
43	L1614	例幣使	L	B	木柵工	A
44	R2094	例幣使	R	A	なし	D
45	R3909	例幣使	R	A	なし	K
46	R1434	例幣使	R	B	木柵工	A
47	R1492	例幣使	R	B	木柵工	A
48	R4810	例幣使	R	B	木柵工	P
49	R4263	例幣使	R	B	なし	L
50	L2491	例幣使	L	A	支障木・隣接木対策	E
51	L3178	例幣使	L	A	木柵工、支障木・隣接木対策	G
52	L2666	例幣使	L	A	なし	E
53	L3827	例幣使	L	A	なし	J
54	L4371	例幣使	L	A	なし	L
55	L5368	例幣使	L	A	なし	R
56	L1399	例幣使	L	B	木柵工	A
57	L1509	例幣使	L	B	木柵工	A
58	L4772	例幣使	L	B	木柵工	O
59	L2042	例幣使	L	B	なし	C
60	L4710	例幣使	L	B	なし	O
61	L2033	例幣使	L	B	なし	B
62	L1626	例幣使	L	B	なし	A
63	R7933	会津西	R	A	なし	E
64	R8056	会津西	R	A	なし	E
65	R7661	会津西	R	B	踏込防止柵工	A
66	L8067	会津西	L	A	木柵工	E
67	L7861	会津西	L	B	踏込防止柵工	A
68	L8039	会津西	L	B	なし	C
69	L8159	会津西	L	A	なし	E
70	R7800	会津西	R	B	なし	C

※1 日光東照宮を起点として各街道の左側を指したものがL、右側がR

※2 日光杉並木樹勢回復事業計画における施工単位。地域区分、バイパスや迂回路の有無等の道路条件、樹勢の状況、有効な工法の適用性などを考慮して、一つの施工工区を500m～1,000mの単位に分けたもの（資料編(1)工区分分図参照）

※ L/R、地域区分、これまでの対策、工区、現時点の樹勢衰退度などを基準にまんべんなく抽出している。

## ② 樹勢回復事業の展開

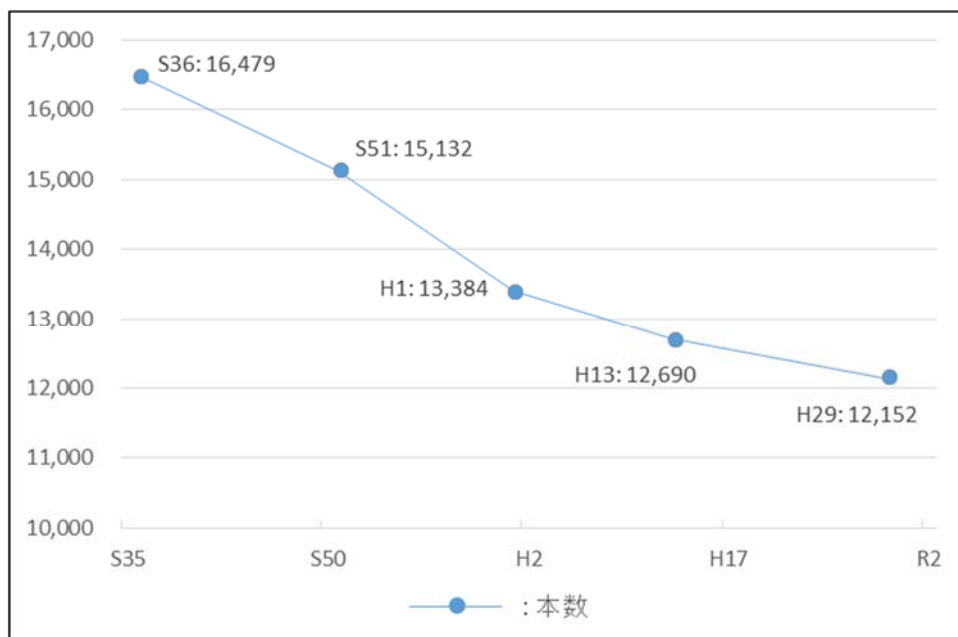
栃木県では、これまで、通過車両減少のためのバイパス整備や樹根保護のための隣接地（保全地域）の追加指定（公有地化）など、並木杉の保護対策を進めてきた。また、従前の保存管理計画に基づき、それらと並行して、木柵工や支障木伐採工など、各種樹勢回復事業を実施している。特に、平成 14(2002)年 3 月には、「日光杉並木樹勢回復事業計画」を策定し、5 か年を計画の単位としながら、第 1 期から第 3 期までの間、それぞれの事業を展開したところである（資料編(8)参照）。

個々の並木杉の個別データとしては、日光東照宮が昭和 36(1961)年に作成した「日光杉並木街道台帳」と、栃木県が実施した平成 12 年調査及び平成 27 年調査がある。これらの結果によると、調査本数(※)は、昭和 36(1961)年の 16,479 本から、平成 13(2001)年度には 12,690 本（3,789 本の減）、平成 29(2017)年度には 12,152 本（4,327 本の減）となっている。杉自体の老化現象もあり、本数の減少は避けられないものの、平成元(1989)年を境にして、その前後 30 年間の推移をみると、図-4 に示すとおり、樹勢回復事業が開始された平成年間に入って減少直線の傾きが緩やかになり、前 30 年の 40%弱に抑えられている。

これまで行ってきた樹勢回復事業については、工法ごとに検証期間（スパン）の長短もあり、工法別の効果を一律に論ずることは困難であるが、事業全体として、ある程度樹勢の衰退を抑制する方向に働いているものと考えられる（資料編(9)参照）。今後も、公有地化やバイパス整備事業と合わせ、現行の樹勢回復事業を継続しながら、その効果を検証していく。また、効果的に樹勢回復事業を展開できるよう専門家の意見を取り入れながら、新たな実施計画（次期 5 か年計画）を策定する。

※ 調査時に枯損木などの調査対象外となった杉で登録上除籍をしていない杉があるため、資料編(6)との本数の相違がある。

図－4 並木杉の調査本数の推移



### ③ 安全対策（日常管理）

#### ア 指定木の伐採等

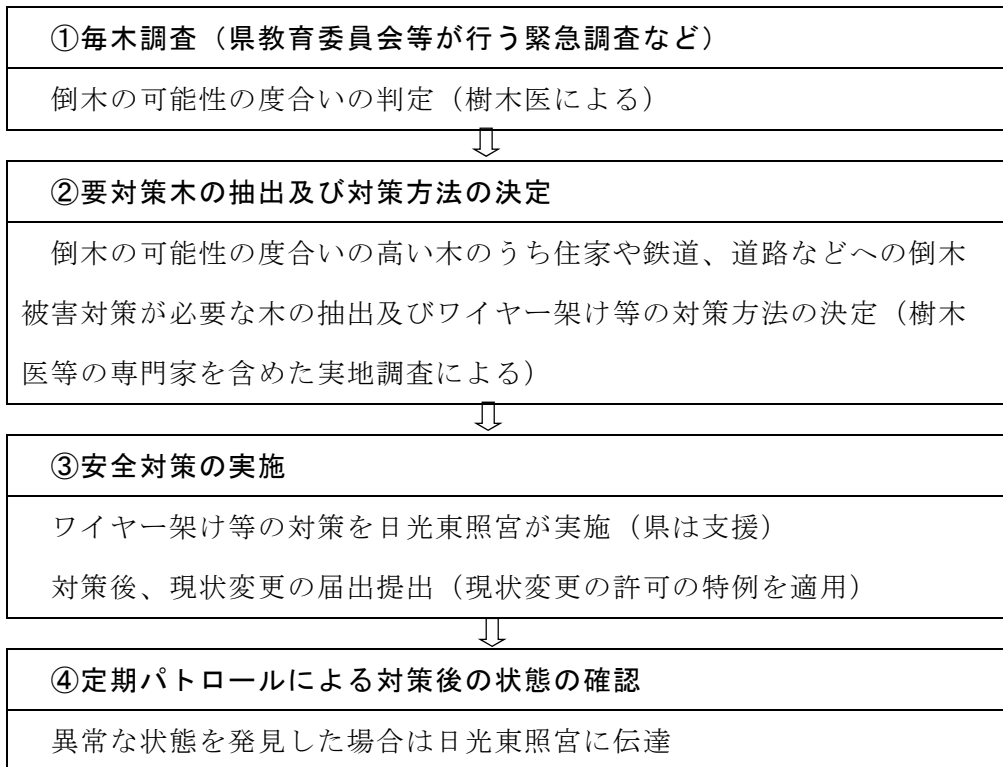
栃木県が行ってきた毎木調査（①ウ参照）は、樹勢状況を把握することが一義的な目的であるが、平成27年調査においては、住家や鉄道、道路への倒木被害を未然に防ぐため、倒木の可能性の度合いについても併せて調査した。

「指定木（④ア参照）」は、法令上文化財として保護されるべきものであるが、危険防止のため、必要限度の伐採については認められおり、特に、人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採の許可は、日光市に権限が移譲されている。

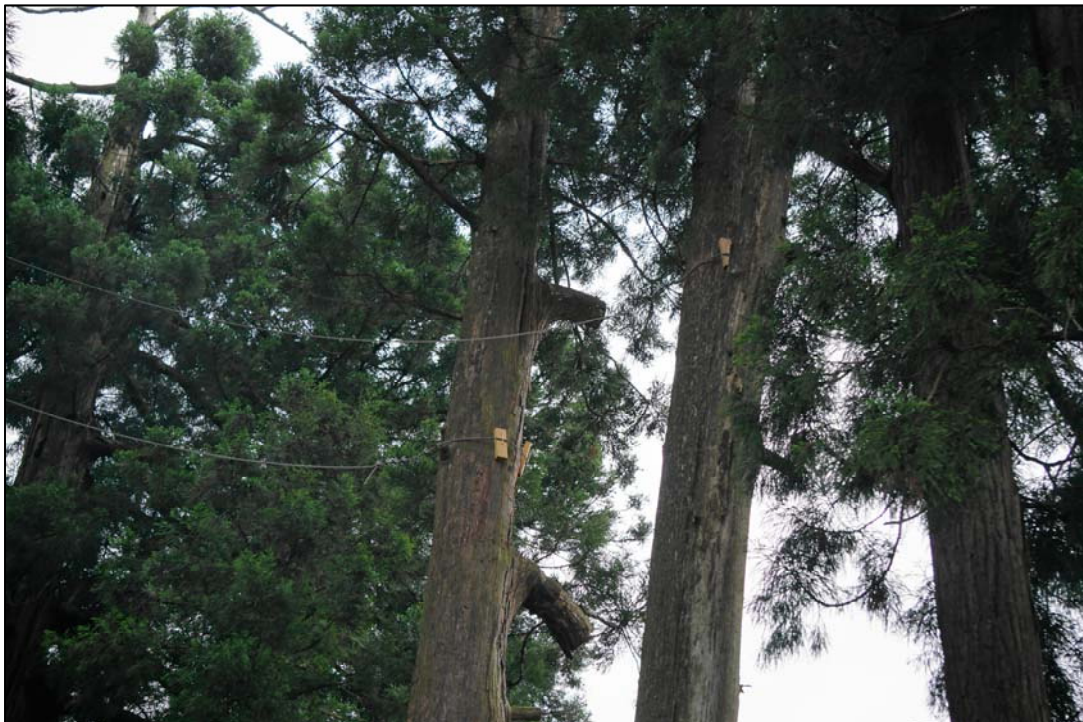
日光杉並木街道の場合は、平成27年調査の結果を踏まえ、倒木被害を未然に防止するため、日光東照宮が、ワイヤー架け（※写真参考）による対策のほか、必要限度の伐採を実施してきた。今後も、後述ケに記載の定期調査等の結果を受け、日光東照宮がワイヤー架けを中心とした対策を実施する。

なお、これら安全対策（危険防止対策）については速やかに実施することが必要であることから、ワイヤー架け等の許可についても手続を簡素化するため、文化財保護法第129条の4の規定による現状変更等の許可の特例の適用を受けるものとする（表－3（83ページ）参照）。

## 安全対策（倒木被害の未然防止）の流れ



### ※実際のワイヤー架け対策



## イ 指定木の枝の伐採

並木杉の枝が伸張することで、信号や道路標識を覆い隠したり、歩行者の頭上近くまで覆い被さるようなケースが見受けられる。安全対策のため、交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝については、日常管理の一環として、速やかに伐採することが必要であり、文化財保護法第129条の4の規定による現状変更等の許可の特例の適用を受けるものとする（表－3（83ページ）参照）。

なお、樹木としての生育のための剪定的な枝の伐採については、杉の場合は必要ないとの意見を樹木の専門家からいただいている。

一方、景観保持のための枝の伐採（剪定）については、意見が分かれるところであるため、将来に向けての検討課題とし、当面は、表－3に示す安全対策（日常管理）のケースに限定して伐採を行うものとする。

なお、枯れ枝や折れ枝のような復旧不可能と認められる枝並びに架かり枝のような既に幹から離脱している枝の伐採、撤去については、文化財保護法第125条第1項ただし書「維持の措置」により文化庁長官の許可が不要のため、安全上の必要な処理を優先し伐採、撤去する。

## ウ 枯損木の処理

杉の所有者である日光東照宮が定期的にパトロールを実施し、枯損木を発見したときは、計画的伐採に努めているが、日常管理及び街道の景観保持のために、今後も継続して同様な対応を行っていくものとする。

なお、枯損木の処理（伐採を含む。）については、文化財保護法第125条第1項ただし書における「維持の措置」の範囲であり、法令上の許可を要しない。

また、枯損木の判断は一般の人が見ても枯れていると推測する状態にあるものとし、これまでの日光東照宮の慣習としての「青い葉っぱが一枚もない状態」を基準とする。

なお、詳細な判断手順は別に定める。

## エ 倒木の処理

倒木の処理はこれまでどおり、原則として日光東照宮が行う。ただし、災害の規模が大きく、同時多発的に多数の倒木が発生した場合や交通障害が長期間にわたることがあらかじめ予想される場合は、日光東照宮と県日光土木事務所（道路管理者）が連携し、倒木の撤去作業を行う。



また、倒木時の気象等のデータを蓄積し、今後の倒木の予測や通行規制、避難勧告等の可能性を検討するための基礎資料とする。

なお、倒木時の調査票を資料編(13)に示す。

#### **オ 並木杉の状態（倒木、支障枝等）の確認（パトロール）**

関係機関が定期的にパトロールを実施し、並木杉の倒木、危険な折れ枝や架かり枝等がないかを確認し、発見した際は、その旨第一報を日光東照宮に伝える。

また、道路管理上支障のある街道内路上の落枝や落葉の撤去は、これまでどおり県日光土木事務所が道路管理者の立場及び関係機関の協力者の立場により行う。

《参考》滅失届・き損届

「滅失」と「き損」の考え方の違いについては、並木杉が台帳から除籍となる場合（倒木や枯損木の処理後）は「滅失」とし、並木杉に対し何らかの被害があったが除籍とならない場合（一部延焼や衝突による傷等）は「き損」とする。

#### **カ 事故の未然防止のための通行規制**

倒木による事故を未然に防止するため、暴風警報・大雪警報発令時や大型台風の接近時などに、通行規制や避難勧告等の措置を執ることが望ましいが、客観的なデータが不足しているのが実情である。今後、倒木時のデータ（風向き、風速、積雪など）を蓄積・分析していく中で、基準づくりの可能性を検討していく。

#### **キ 注意喚起のための看板設置**

台風や暴風時の倒木による車両事故を未然に防止するため、日光東照宮及び栃木県などの連名による看板を設置することで、通行車両に対し、注意を喚起していくことが必要である。看板の作成に当たっては、視認性を重視しつつも、配色等景観にも配慮した内容とする。

#### **ク 落雷等による延焼への対応**

並木杉への落雷を未然に防止することは困難であるが、延焼による損傷（ダメージ）を少しでも軽減することが重要である。そのため、延焼の早期発見に努めるとともに、延焼発生時に、現場における消火活動が迅速かつ柔軟に行えるよう、消火方法や手順等をあらかじめ整理しておくものとする。

#### **ケ 定期調査（危険木、枯損木等）**

栃木県が行った平成27年調査においては、住家や鉄道、道路への倒木被害を未然に防ぐため、倒木の可能性の度合いについても併せて調査した。今後、栃木県が毎

木調査を実施する場合は、倒木の可能性の度合いについても同様に調査することが合理的である。

また、日光東照宮では、2年に1度枯損木の調査を実施しており、今後も継続して行うとともに、枯損木伐採についても適宜行う。

#### ④ 後継木対策

日光杉並木街道は人工的に造られた並木であるため、周囲の環境の影響を受けやすく、その寿命は、一般的に自然林の杉と比較して短命と考えられている。そのため、杉の補植を行いながら、街道の景観を保持してきたという歴史的経過がある。人工的に植栽された杉並木を今後も維持していくためには、杉自体への延命策も大切であるが、併せて、後継木を並木敷へ計画的に補植していくことが重要であることから、以下の対策を行う。

##### ア 指定木の管理

いわゆる「指定木」は、往時（江戸時代）に植樹された杉（古木）と明治以降に補植された杉（補植木）のうち、日光東照宮及び県教育委員会が保有する「日光杉並木街道台帳」（昭和36(1961)年作成）に登録された杉を基準にしている。

指定木の管理に当たっては、樹勢状況や将来的な保存の可能性などを考慮の上、原則として古木の保存を優先する。

なお、明治・大正年間に植樹された補植木には、昭和36(1961)年の台帳登録基準（※）に現在該当となった杉が存在するが、登録が適当かどうかの判断に際しては、専門家の意見を参考に、新たな登録基準を設け、「イ後継木の補植」に示す補植との関係も考慮しながら、対応していく。

（参考）登録の際に考慮すべき事項（例示）

- ・ 大きさ、太さなどが天然記念物としてふさわしいか
- ・ 現指定木に対し被圧等の支障となっていないか  
（日当たりを阻害していないか、近すぎないか等）
- ・ 並木敷内の位置が杉並木を構成する位置といえるか
- ・ 支障木の整理（間伐）の必要性
- ・ 細い補植木の適地への移植の可否 など

※ 昭和36(1961)年の台帳登録基準

- 1 胸高直径30cm以上のもの全部（胸高直径、次ページ※2参照）
- 2 胸高直径15cm以上であって、下の各号の一に該当するもの
  - イ 並木として将来生長の可能性のあるもの
  - ロ 重要な位置にあるもの
  - ハ 景観上重要なもの
  - ニ その他特別の理由により、記載を必要とするもの

《参考》指定木以外の並木敷内樹木のデータ

街道名	L/R 別 (※1)	胸高直径(※2)						合計
		20cm 未満	20-30 cm 未満	30-40 cm 未満	40-50 cm 未満	50-60 cm 未満	60cm 以上	
日光 街道	L 側	617	518	336	141	37	3	1652
	R 側	501	667	680	368	76	9	2301
	計	1118	1185	1016	509	113	12	3953
例幣使 街道	L 側	626	410	247	85	19	7	1394
	R 側	572	396	255	72	13	0	1308
	計	1198	806	502	157	32	7	2702
会津西 街道	L 側	234	41	24	7	2	0	308
	R 側	195	120	79	22	9	3	428
	計	429	161	103	29	11	3	736
合計	L 側	1477	969	607	233	58	10	3354
	R 側	1268	1183	1014	462	98	12	4037
	計	2745	2152	1621	695	156	22	7391

※1 日光東照宮を起点として各街道の左側を指したものがL、右側がR

※2 地上高120cmの幹直径

### イ 後継木の補植

将来にわたり街道の景観を保持していくためには、現在登録されている並木杉の本数を基準にして、枯損や倒木等による今後の除籍（減少）分を補えるよう、計画的に後継木を補植していくことが重要である。

そのため、補植の実施主体や実施時期を明らかにした上で、調査の分析結果や専門家の助言等を踏まえ、補植本数や補植場所の選定、補植の方法の検討を行う必要がある。また、補植する杉の種類については、林野庁が推進する花粉症対策杉を選択肢に入れるかどうかなど、専門家や住民の意見を参考にしながら決定していく。

なお、後継木の補植に当たっては、その苗木を育成する必要がある。日光東照宮の所有地や県の保護用地を候補地とするほか、広く苗木育成のボランティア（並木杉の里親制度等）の導入を検討するなど、早期に苗木の植樹が行えるよう、関係者が計画的に取り組んでいくものとする。

また、今後の後継木の補植に当たっては、台帳を作成の上、その後の樹勢状況を把握し、補植した土地の状況等による生育の違いを検証することや、効果的な手入れを行っていくことなど、補植後の管理についても計画的に行うものとする。

過去における補植事業

江戸時代	幕府により宝暦 12(1762)年以来「並木の枯損・風折れ・根返りなどの際は早急に苗木を植継がせる」旨の指示などがあった。
明治	明治 38(1905)年日光東照宮へ並木の下戻し以降、補植などの保護対策を実施
	明治 43(1910)年篠井村の有志が大沢の山口境から今市間に「並木植継永代献木」として補植を実施（大沢寄進碑の横に記念碑がある。）
大正	大正 4 (1915)年の日光東照宮三百年祭記念事業の一つとして6,000本（一説には1万本以上とも）の杉・檜の植栽を実施（大正 5～15 年）
昭和以降	<p>昭和 29(1954)年並木杉補植計画を策定し、まず 1 次補植として日光今市間 350 本（計画では 302 本）の補植を実施し、翌年 1 次補植の結果を調べた上で（枯死 37 本）、2 次補植杉 2,450 本、檜 1,495 本の補植の計画を立案している。その後 3 次補植、年次補植をしていくという計画があった（日光並木街道保存委員会（当時）の議案書より）。この実施については、明らかではないが、日光東照宮の記録によると昭和 31(1956)年度から昭和 50(1975)年度にかけて杉・檜の補植の記録がある。（昭和 31(1956)年に杉 2,500 本、檜 1,500 本とあり、上記の 2 次補植計画にほぼ一致する。昭和 50(1975)年までに杉約 2 万本、檜約 1 万本を補植したことになる。）</p> <p>要するに、昭和以降も昭和 50(1975)年頃までは補植の実績があったことは間違いなかったようである。</p>



補植された杉（推定昭和30, 40年台） 例幣使街道・小倉

## （２） 生育環境の整備

### ① 下草刈りや清掃の定期的実施

並木敷内の下草刈りや清掃など、維持管理が適切に行われない場合、雑草の繁茂、杉の葉や枝の堆積により日光杉並木街道の景観を害するとともに、杉の生育が阻害されることにもなる。

現在、地元の企業・愛護団体や自治会等のほか、日光杉並木街道保護ボランティアである「杉の並木守」により、定期的に除草作業や清掃が実施されている。この「杉の並木守」の環境整備活動は、日光杉並木街道の景観維持に欠かせないものであり、栃木県では、引き続き協力していただける「杉の並木守」を養成していくとともに、その活動の支援に努めていくことが重要である。

また、社会貢献活動等の一環として、多くの企業等に対し、清掃活動への参加を呼びかけていくものとする。



日光杉並木街道保護ボランティア「杉の並木守」の活動の様子

## ② 不法投棄の確認（パトロール）及び廃棄物の取扱い

道路区域（道路敷・並木敷）及び保護用地（公有地化後の栃木県管理用地）内に廃棄物を投棄する行為は、違法であるだけでなく、周囲の景観を損ねることにもつながる。そのため、不法投棄が行われないう、関係機関が定期的にパトロールを実施するとともに、地域住民や「杉の並木守」にも監視への協力を呼びかける。

不法投棄物が発見された場合は、関係機関が情報を共有するとともに、県西環境森林事務所及び日光市環境課に第一報を伝える。不法投棄を行った者が判明した場合には回収の指導を行うが、判明しなかった場合はそれぞれの管理者が必要に応じて廃棄物の処分を行うように努める。

## ③ 防護柵等の改修等

杉の樹根等への車両の乗り上げや接触を防ぎ、また、交通安全を確保するために、並木杉の出入口や交差点、カーブの連続する部分など、必要箇所に設置した防護柵のうち、腐食等が激しい防護柵については、順次改修を実施する。

また、道路維持のための石積工事は、従前、県土整備部等で実施してきたが、その改修等に当たっては、県教育委員会と事前に協議し、その内容を十分検討した上で必要最小限の工事に止める。（大正期には日光東照宮による石積工事が行われたが、これは樹根保護のための事業であった。）

なお、栃木県及び日光杉並木保護財団が平成8（1996）年度以降、樹勢回復事業として木柵工法による整備・改修を行っている。樹根保護のためには、コンクリート

で固めてしまう石積工より木柵工の方が根の生育に影響する空気の流通が期待できることから、今後も必要な箇所には継続して木柵工法による整備・改修を実施していく。

#### ④ 並木敷隣接住宅等の防火対策

過去においては、日光杉並木街道に隣接する民家の失火から、杉に延焼したり、その影響で枯死する事例が見受けられた。このような火災から杉を守るには、延焼防止対策に加え、地域住民の防火意識の高揚が重要である。今後とも日光市や消防署等の協力により、日光市の広報紙等で地域住民へ注意を促していくことで、特に並木敷に隣接する住宅等の防火対策を推進する。

#### ⑤ 公有地化後の保護用地の管理

保護用地については、第8章(2)②保護用地の整備活用(110ページ)で示すとおり、現状の景観保持を目的とした環境整備や歴史的背景を加味した整備について検討していく。なお、具体的な整備計画が決定するまでの間は、並木杉の樹根を保護するための用地として、栃木県において適切な管理に努める。

### (3) 道路整備、都市計画との調整

#### ① 杉並木街道のバイパスの整備

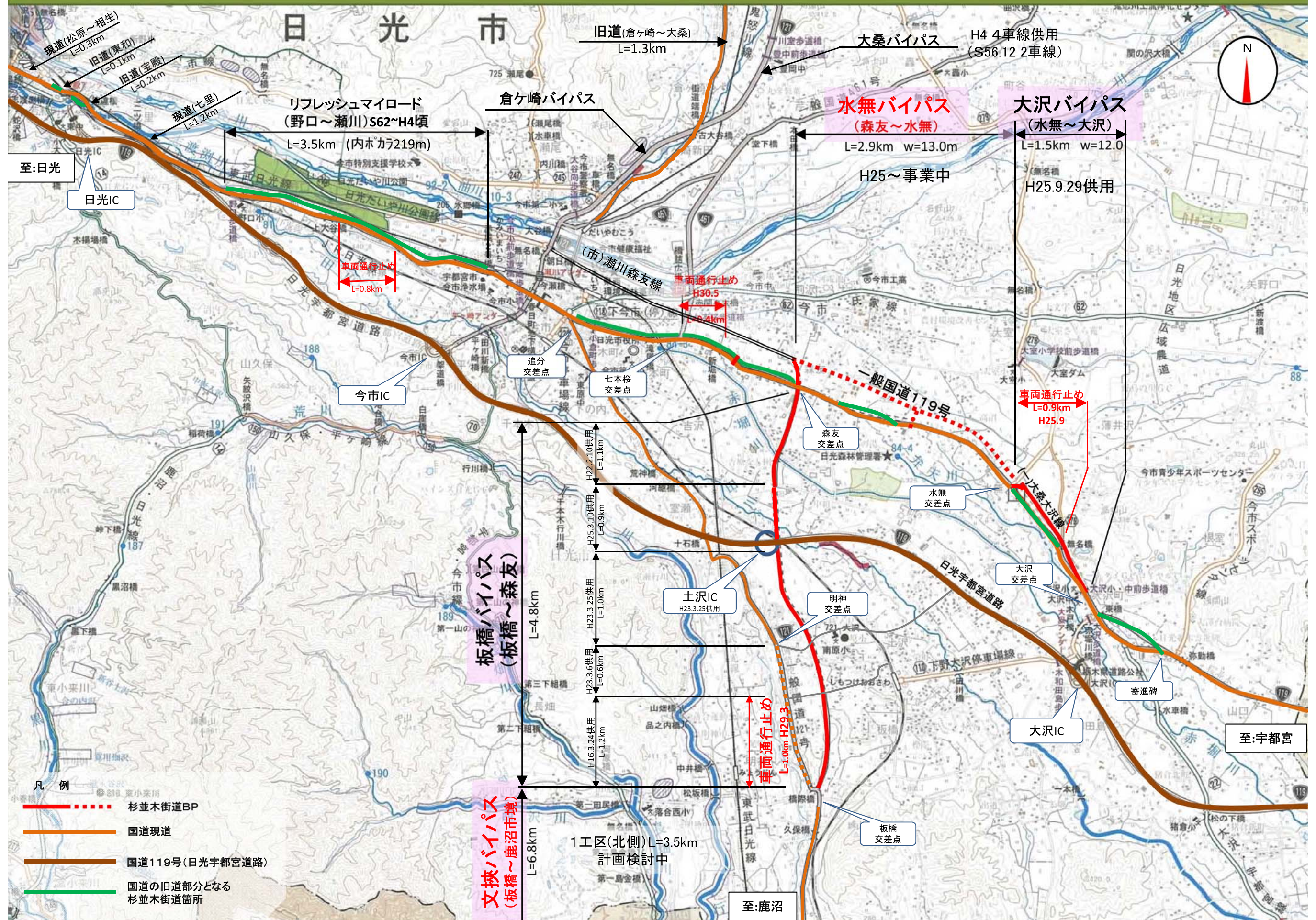
杉並木街道は、現在、生活・観光等に欠くことのできない主要道路であるため、通過交通が多い状況にある。車両の振動や排気ガスが並木杉に与える影響は少なくなく、その解消に当たっては、街道内に車両を通さないことが望ましい。

しかし、地域住民の生活道路であり、また、通過交通のための重要な道路であるため、車両の進入を全面的に禁止することは難しい。このため、県県土整備部では、車両の減少を目指し、図-5のとおりバイパスの整備を推進してきたところである。

杉並木街道のうち、日光街道(国道119号)では、平成25(2013)年度に大沢バイパス(日光市水無～大沢間、L=1.5km)が、例幣使街道(国道121号)では、平成24(2012)年度までに板橋バイパス(日光市板橋～森友間、L=4.8km)が整備されており、会津西街道(国道121号)においても、倉ヶ崎バイパス及び大桑バイパスが整備された。

また、残りの区間についても、県県土整備部において、並木杉の保護に配慮したバイパスの整備を進めていく。

図-5 日光杉並木街道バイパス整備事業





## ② 通行止め箇所、規制箇所の検討

県県土整備部では、杉並木街道から車両を排除するため、バイパス整備の進展に伴い、旧道部分について、地域住民の理解が得られた箇所から、順次、車両通行止めの措置を講じてきた。

日光街道（国道 119 号）では、リフレッシュマイロードの一部区間（野口～瀬川区間、L=0.8km）のほか、平成 25(2013)年度に大沢バイパス旧道区間（水無～大沢区間、L=0.9km）、平成 30(2018)年度に森友バイパス旧道区間（七本桜交差点～桜杉区間、L=0.4km）、例幣使街道（国道 121 号）では、平成 28(2016)年度に板橋バイパス旧道区間（明神～板橋区間、L=1.0km）において車両通行止めを実施した。

また、車両の通行台数を減らすために片側通行（一方通行）の措置を講じるほか、車両の振動を緩和するために大型車両の進入を禁止するなど、車両規制の実施にも取り組んでいる。

今後も、バイパス整備の進捗状況等を踏まえ、通行止め箇所や規制箇所について検討する。

## ③ 市道等側道及び進入路の整備

並木杉保護のためには、生活道路を確保しながら、街道内の車両の通行を制限・排除していくことが必要である。杉並木街道のバイパス計画の推進に当たっては、地域住民の生活権を尊重しながら、日光市と県県土整備部が情報共有を図り、街道とバイパスとの連絡道路及び都市計画道路と市道とのアクセスについても連携して検討していく。その際、必要な箇所においては、道路網の再編、市道等側道や進入路の整備についても積極的に推進していく。

## ④ 日光杉並木街道周辺地域の土地利用との調整

日光杉並木街道が所在する日光市は、都市計画区域に指定されており、その市街地部分は、土地利用の状況を勘案して用途地域の指定がされている。しかしながら、郊外の街道沿いにおける宅地開発等から杉並木を保護するためには、文化財保護法はもちろんのこと、国土利用計画法・都市計画法・森林法・農地法等の法令に基づく許認可等を所管する関係機関との連携を密にしながら、今後とも必要な指導等を行っていくことが重要である。また、今後、日光市が土地利用について計画を策定する場合には、関係機関等の協力を得ながら、より積極的な杉並木保護を目指した内容となるように取り組んでいく。

## 第7章 活用

### 活用の方向性と方法

#### (1) 活用の方向性

貴重な文化遺産である「日光杉並木街道」を将来にわたり、守り引き継いでいくためには、適切な保存・管理に努めることはもちろんであるが、文化財保護法第1条において「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」が目的として掲げられているように、特に、近年、文化財の活用が地域振興や観光振興、ひいては地方創生にも資するとの認識が高まってきており、文化財の活用に期待される効果や役割も増大している。そのため、県内外を問わず多くの人に訪れてもらえるよう、文化財としての魅力を引き出し、かつ、普及・啓発を推進すべく、ソフト面の施策の充実を図る。

#### (2) 活用の方法

地域住民にとっては地元の誇れる文化財として、また、県内外からの来訪者にとっては、世界に誇れる日本の貴重な文化財として、日光杉並木街道が魅力ある文化財と認められるように普及・啓発を図っていくことが不可欠である。そのためには、文化財としての魅力を積極的に発信していくとともに、普及・啓発の場（機会）を活用してPRに努める必要がある。更には、次代を担う子どもたちに関心を深めてもらえるよう、教育の充実を図っていく。

##### ① 広報活動の充実・情報の発信

日光杉並木街道に関する行政施策や各種事業に関する情報を広報誌等で地域住民に提供し、理解と協力を得ることが必要である。更に日光杉並木街道の歴史や価値、見どころなど観光資源としての魅力を各種媒体により積極的に発信し、多くの人に訪れてもらえるよう、その啓発に努めていく。

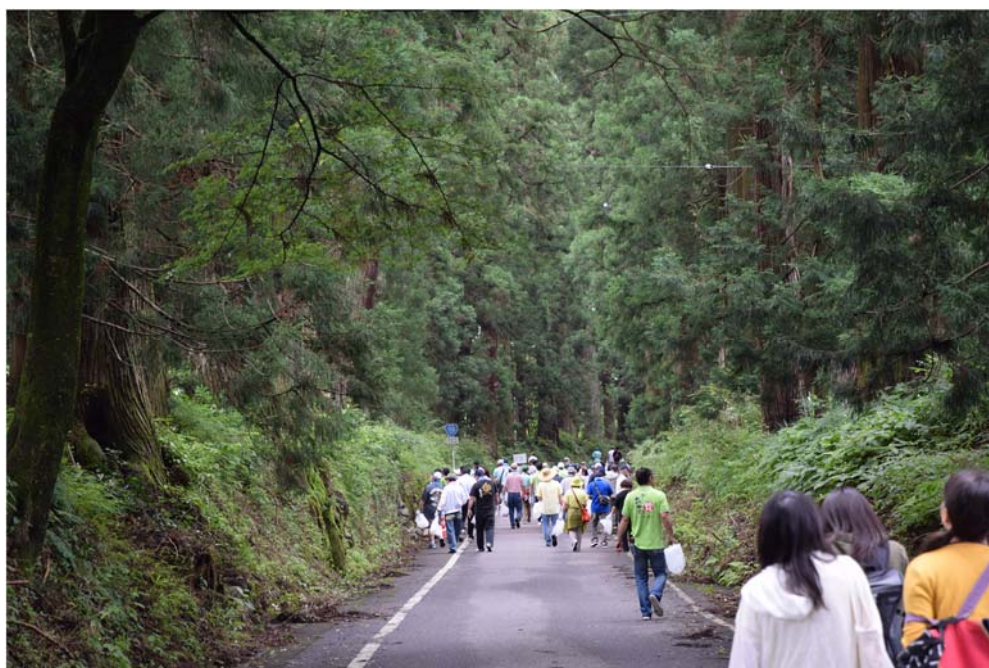
##### ② 各種イベント等の活用

地元住民や小中学校の児童生徒などを対象とした以下に掲げる各種イベント等の実施により、広く日光杉並木街道のPRに努め、日光杉並木街道の価値を認識してもらうことで、貴重な文化財としての理解を深めるとともに、保護意識の高揚を図っていく。

##### ア 清掃活動

- ・クリーン大作戦（日光市）
- ・環境美化活動（日光風景街道パートナーシップ事務局）

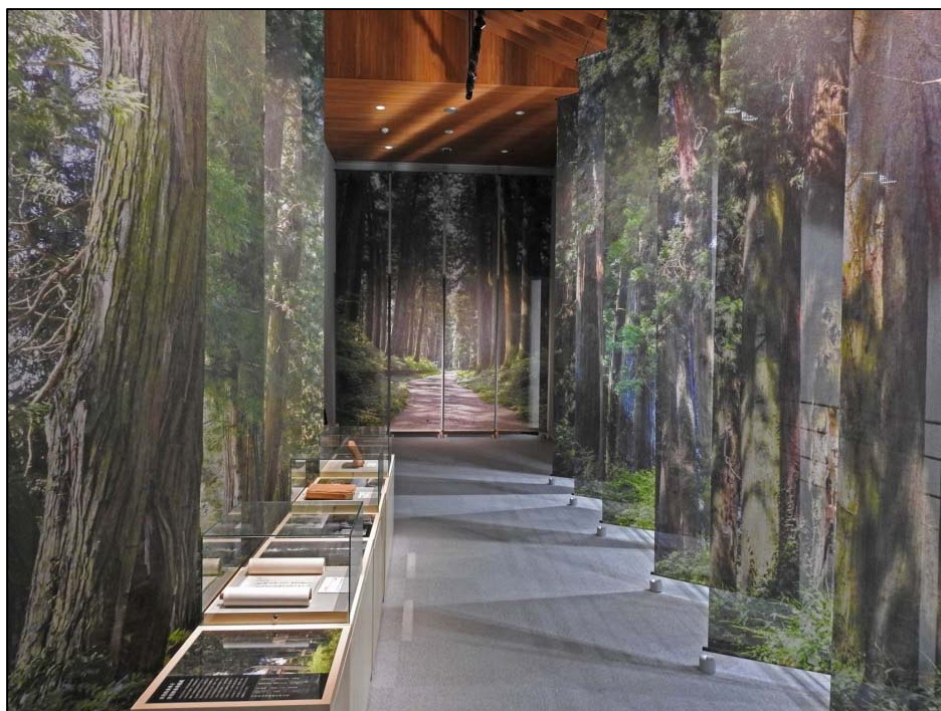
- ・日光杉並木街道ウォーク&クリーン作戦（日光杉並木保護財団） など
- イ イベントの開催**
- ・杉並木公園ギャラリーでの写真展・絵画展など（日光市）
  - ・杉並木マラソン大会（日光市）
  - ・日光フォトコンテスト（日光市、後援：日光杉並木保護財団）
  - ・日光ツデーウォーク（日光市）
  - ・県民の日記念イベントでの普及活動（栃木県） など



日光杉並木街道ウォーク&クリーン作戦（日光杉並木保護財団主催）の様子

### ③ 日光市歴史民俗資料館の活用

平成 29(2017)年度にオープンした「日光市歴史民俗資料館」は、観光客や地域住民が日光杉並木街道に関する歴史と文化を学習するための「ビジターセンター」として、その役割を果たすことが期待されている。そのため、今後とも、日光杉並木街道に関連する歴史資料の収集や展示内容の充実に努める。また、資料館をPRするため、日光杉並木街道に関する各種イベント時や観光ガイド等で紹介していくものとする。



日光市歴史民俗資料館の日光杉並木街道の展示

#### ④ 子どもたちに対する教育の充実

教育的視点から、子どもたちが文化財としての日光杉並木街道を学んだり、身近に鑑賞する機会の確保に努めることが重要である。そのため、日光市歴史民俗資料館での学習機会の提供や日光杉並木街道を教材とした出前講座の開催などにより、子どもたちに日光杉並木街道に対する理解・関心を深めてもらうものとする。また、地元の小中学生等による清掃活動の場などを活用し、街道散策や杉並木鑑賞の機会とすることや、学校での日光杉並木街道についての授業のための副読本等の制作、地元の高校生等による案内板づくりなどの取組への参画を集うなど、将来にわたり、杉並木を大切に守り育てていく意識の涵養に努めていく。

今後とも、「日光杉並木街道」をとちぎで育つ子どもたちの教育的資源と位置づけ、あらゆる機会をとらえながら、子どもたちが参画できる仕組みを検討する。

## 第8章 整備

### 整備の方向性と方法

#### (1) 整備の方向性

保存及び活用につながる抜本的な解決策と位置づけられる街道復元について具体的検討を行うとともに、保護用地などの周辺区域の活用について検討を進めることにより、日光杉並木街道の整備を推進する。

#### (2) 整備の方法

##### ① 街道復元構想

「街道復元」は、杉並木保護の抜本的な対策として有効であるが、従前の保存管理計画では今後の課題として位置づけられ、検討されることはあっても、実施には至らなかった。しかし近年、バイパスの整備が進み、車両の通行止め区間が設けられるなど、街道復元の実施可能な区間が少しずつ増加している。

##### 【街道復元の意義】

街道復元は、並木道を往時（江戸時代）の姿に戻すことにほかならないが、その意義は以下のとおりである。

##### ア 街道の保存（史跡としての観点）

道路敷は文化財としての指定地域ではないが、往時（江戸時代）の見姿を再現することで杉並木と一体的に文化財としての歴史的価値を高める。

##### イ 並木杉の保存（天然記念物としての観点）

文化財である並木杉を保存し、樹勢の衰退を抑えるためには、道路敷へも樹根が広がるように、根が伸張できる領域を確保する必要がある。つまり、明治時代以降の道路交通の進展に伴う道路の掘り下げや根の切断以前への原状復旧を行うことにほかならない。また、街道復元を杉並木保護の抜本的な対策とするために、一般車両の通行を制限・排除することで、土壌内部への荷重を軽減する。

##### ウ 文化財としての活用

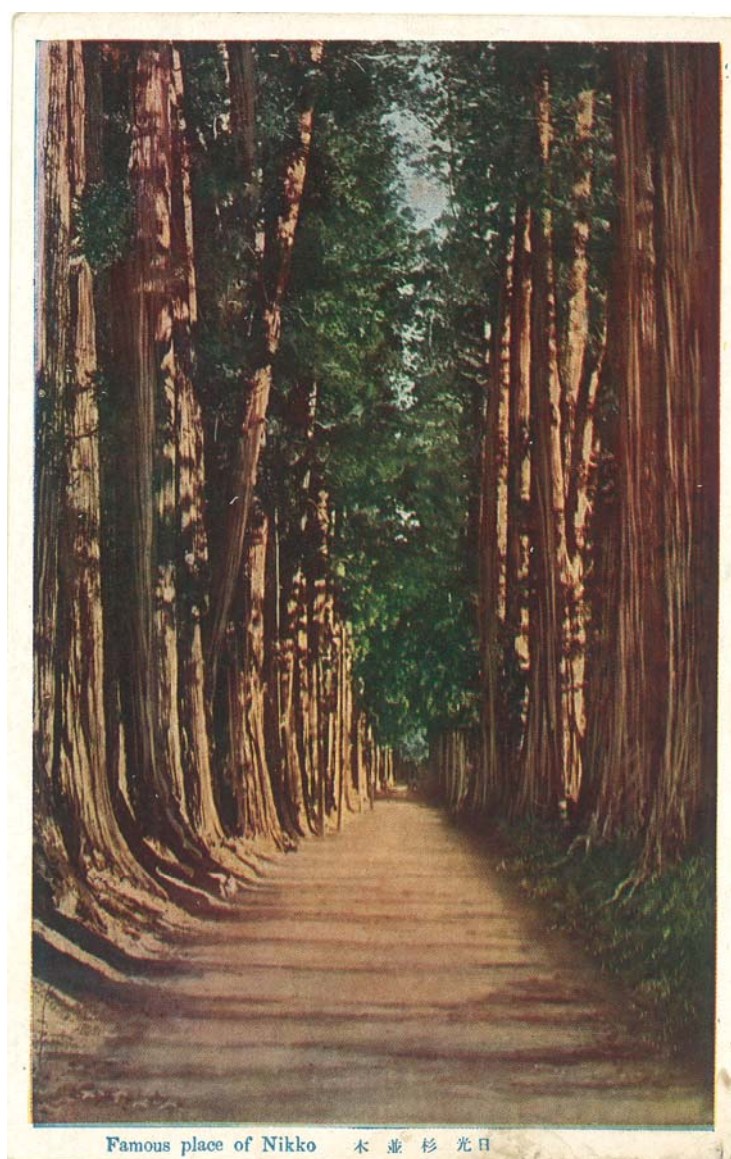
「日光杉並木街道」の復元は“道”自体を栃木県の魅力の一つとして高めるとともに、歩くことで往時を感じ、歴史等を学ぶことに通じ、また、栃木県（日光市）にとって世界に誇る稀代の文化財として、国内のみならず世界に発信することで、より一層、日光杉並木街道への愛護精神が生まれることが期待される。

【街道復元の定義等】

日光杉並木街道における「街道復元」とは、往時（江戸時代）の姿・雰囲気の再現であり、その要件は、①歴史的価値を貶めないこと、②並木杉にとっての環境が現状より改善されることである。

なお、街道復元の理想型は、図－6に示すとおりである。

図－6 街道復元の理想イメージ



絵葉書（年代不詳）



(現在の野口地区（ポカラ施工区間）は、街道復元のイメージに沿う区間といえる。)

### 【街道復元の検討】

現在の杉並木街道は、地域住民の生活道路として、また、日光市と隣接自治体を結ぶ主要道路としても利用されており、現段階において、街道全線を街道復元の対象とすることは現実的ではない。そのため、まちづくりを含めた道路行政と文化財保護との調整を図りながら、街道復元を進めていく必要がある。

#### ※検討対象地域

県県土整備部の道路事業によりバイパスの整備が進む中、現段階で検討可能箇所は、以下のとおりである。

- ア 日光街道 水無～大沢区間（大沢バイパス旧道区間約 0.9 km）  
平成 25(2013)年 9 月通行止め
- イ 例幣使街道 明神～板橋区間（板橋バイパス旧道区間約 1.0 km）  
平成 29(2017)年 3 月通行止め
- ウ 日光街道 七本桜交差点～桜杉区間（森友バイパス旧道区間約 0.4km）  
平成 30(2018)年 5 月通行止め

### 【街道復元整備計画の策定】

上記を踏まえ、街道復元による文化財保護への効果及び周辺環境等に応じた今後の活用方法や交通への影響等を考慮し、有識者を交えた街道復元等検討会議において検討を進め、モデル的な事業としての整備計画を策定する。

#### ② 保護用地の整備活用

日光杉並木街道周辺地域を順次公有地化していくと、その地域の状況によっては、公有地化部分を含めて連続した地域が生まれてくることが考えられ、樹根の保護という本来の目的から外れない範囲で、現状の景観保持を目的とした環境整備や歴史的背景を加味した整備について検討する。

### 【保護用地活用の意義】

日光杉並木街道保護用地活用の意義は以下のとおりである。

- ア 本来の目的である並木杉の樹根保護等、生育保護用地としての活用
- イ 杉並木と地域住民等との共存推進のための活用
- ウ 後継木の補植用地としての活用



### 【整備活用方法の検討】

栃木県では、平成 15(2003)年 2 月に「日光杉並木街道保護用地整備構想」（以下「保護用地整備構想」という。）を策定しており、その中で、以下のとおり、保護用地の活用方法の基本となるゾーン等の設定を行うとともに、具体的な整備活用案を示している。

#### ア 杉並木の生育環境を改善するゾーン

- ・ 土壌改良など生育環境の改善により、並木杉の生育を好転させるゾーン



#### イ 杉並木の生育環境を維持するゾーン

- ・ 隣接木対策や水路対策などを行うことにより、現状の維持に努めるゾーン



#### ウ 杉並木情報発信ゾーン

- ・ 杉並木に関する情報発信などを行うことにより、杉並木の歴史的価値や保護の必要性を示すゾーン



## エ 休憩場所

- ・ 来訪者の利用に配慮して、動線の起終点や中間点、遠景と近景のビューポイント等となる箇所に配置



## オ 史跡

- ・ 史跡構成要素となる文化財を後世に伝えるために保存するとともに、杉並木の歴史研究の材料として活用



#### カ 歩行者動線

- ・ 来訪者や地域住民の利用に配慮し、杉並木を近くで鑑賞でき、周辺の景観を考慮した動線計画（園路や散策路など）

#### 【今後の活用方針】

保護用地整備構想において、杉並木全体を見据えた保護対策・活用方法を検討した結果、以下の4つの方針を打ち出している。今後は、この活用方針やゾーン区分を参考にしながら、現況に応じた具体的な活用方法を検討していくものとする。なお、活用方法に応じて、街道復元構想とも連携した整備手法を検討する必要がある。

- ア 岡道や住宅跡地は、土壌改良等による積極的な保護対策により、並木杉の生育環境を改善する。
- イ 土壌や根系に人為的影響が少ない雑木林や人工林は、間伐や隣接木対策を行い、生物多様性や並木杉の根系の良好な環境を維持していく。
- ウ 来訪者や地域住民に配慮した園路を設置し、杉並木と触れ合うことで、人と杉並木との共存を図る。
- エ 杉並木情報発信ゾーンや休憩場所で杉並木の歴史的価値や保護対策への理解を深める。

### ③ 観光資源としての整備

現在、日光街道の日光市大沢地区、七本桜～森友地区、野口～瀬川地区及び例幣使街道の日光市明神～板橋地区は、バイパス等が整備されているため、杉並木の鑑賞路として一部舗装道路があるものの、杉並木を散策して回れる区間がある。

これら鑑賞路のうち、日光市野口～瀬川地区は、県県土整備部の「リフレッシュマイロード事業」により整備されたところである。また、杉並木街道沿いには、日光だいや川公園が整備され、来訪者のレクリエーション施設として機能している。一方、他の鑑賞路は現在のところ十分機能しているとは言いがたく、現時点では、維持管理のための清掃作業等が中心であるが、今後、来訪者が見学しやすい環境をつくるなど、更に利用価値の高いものとなることを目指していく必要がある。

#### ア 鑑賞路等の整備

地域住民や来訪者が憩いや学びの場として、杉並木沿いを散策・鑑賞できるよう、鑑賞路を整備していくことは、日光杉並木街道の普及・啓発にとって大変重要である。このため、鑑賞路のルートづくりについて検討を行い、街道復元整備計画や保護用地整備構想の実施に際しては、併せて遊歩道及び関連施設（便益施設）等の整備に努める。

#### イ 並木寄進碑の整備

並木杉を植栽したことを記録した石碑である「並木寄進碑」は、歴史を物語る貴重な資料であり、日光杉並木街道に付随するものとして、文化財の指定を受けている。一方、長い年月の経過により、彫刻された文字が読みにくくなっているほか、石碑自体も傷みが進んでいる。このため、風化を防ぐための整備に努めるとともに、日光杉並木街道と一体で紹介していくことで、観光資源として整備を行っていく。

#### ウ 説明板等の設置

杉並木街道沿いには、一里塚や固有名を持つ杉など日光杉並木街道の歴史を物語る史跡等が点在している。これらの文化財に対しては、説明板、標柱、制札等が設置され、来訪者への便宜を図っているが、設置者が異なるために規格等が不斉一であったり、ところによってはき損していたり、汚れていたりして、その機能を十分に果たしていないところがある。

このため、更新に際しては、関係機関が事前に協議の上、構造や規格等を統一するように努めるとともに、設置箇所についても調整する。また、外国人観光客への便宜供与のため、説明板等の多言語化にも取り組むこととする。

## エ 周辺地域の整備

街道周辺には、住民や来訪者のための憩いのスペースとして、日光市により史跡公園などの整備が行われている箇所がある。

今後とも、日光市において、日光杉並木街道保護の目的に沿った形で公園等の整備事業を行っていく場合は、栃木県も円滑な整備となるよう協力を努めるものとする。

## 第9章 運営体制の確立

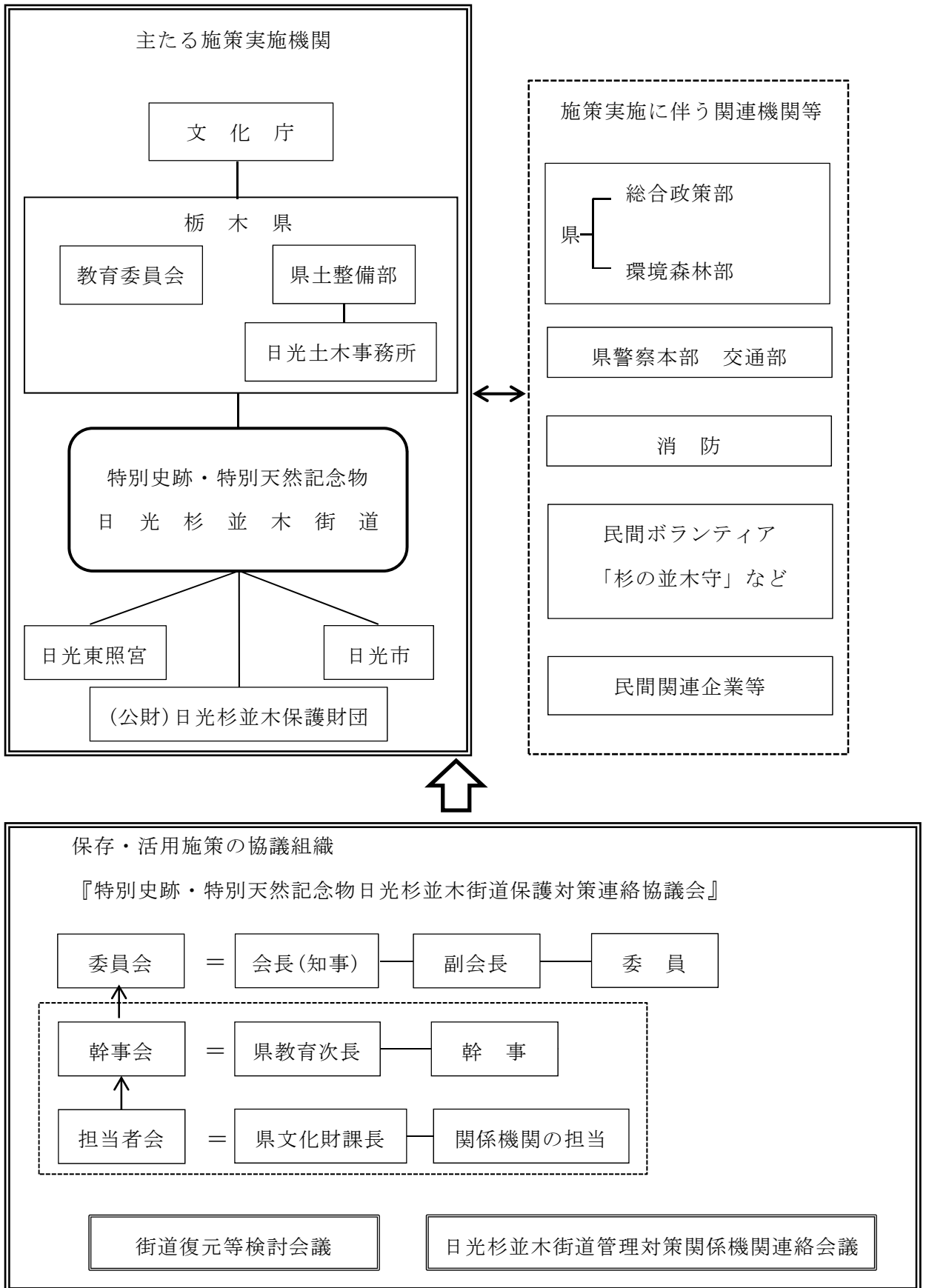
### 運営体制の確立の方向性と方法

#### (1) 運営体制の確立の方向性

本計画に掲げた各種の保存・活用施策を効果的に実施していくためには、文化財及び道路の管理者の立場から日光杉並木街道の管理を行っている栃木県（教育委員会・県土整備部）と、杉並木の所有者である日光東照宮、並びに日光杉並木街道の所在する地元自治体の日光市が、文化庁の助言等を得ながら協力していくことが重要であり、加えて、その他の関係機関や地元住民等との連携も必要である。

これらの関係機関等とのつながりを図式化したものが、図－7の組織図である。

図－7 日光杉並木街道の保存・活用施策実施機関の組織図



## (2) 運営体制の確立の方法

### ① 施策の役割分担

保存活用計画の施策を実現させ、実効性のあるものとしていくためには、図-7に示した各施策実施機関の役割を再整理・明確化することが重要である。また、役割の分散化となることを防ぐため、それぞれが連携を保ち、お互いに協力していく体制を構築することも必要である。

そのため、具体的施策ごとに、主な所管機関、協力機関、協議機関等を記載した一覧表を作成し、この保存活用計画の中に明示する。一覧表については、資料編(4)に掲載のとおりである。

### ② 施策の推進体制

#### ア 日光杉並木街道保護対策連絡協議会の見直し

昭和49(1974)年に設置されたこの協議会(委員会)は、知事を会長に、文化庁・県の各部局・県議会・日光市・日光東照宮・県内の学識経験者で構成され年に1回程度日光杉並木街道保護のための対策を協議してきた。また、委員会の下に課長相当の職員で構成される幹事会が組織されているほか、幹事会の下には、実務者レベルの会議として担当者会が組織されている。

今後は、合理化を図るため、この幹事会と担当者会を統合し、平常時は施策の早期目標達成へ向け、実務者による具体的な施策等を報告し、各種課題を協議する場として、また、重要案件(各種計画策定や保護施策の大きな変更など)が発生したときは課長相当職員を加えた拡大会議として、柔軟に対応していくこととする。また、委員会についても、重要案件が発生したときに、随時招集することとし、必ずしも定期的な開催を要しないものとする。なお、構成員についても、意思決定の迅速化を図るため、人員を厳選し、協議会全体のスリム化に努める。

#### イ その他会議等

##### (ア) 街道復元等検討会議

街道復元のあり方や進め方などを協議するため、平成29(2017)年度に設置された。関係機関の担当者により構成されているが、専門的な見地から助言をいただくため、有識者を構成員に加えている。今後、街道復元整備計画を策定していく必要があるため、関係機関による協議及び有識者から助言をいただく場として、引き続き当該会議を開催していく。



#### (イ) 日光杉並木街道管理対策関係機関連絡会議

並木杉の倒木等による被害を未然に防止するとともに、災害発生時に迅速に対応するため、関係機関の担当者により構成されている。関係機関が連携し、パトロールを行うとともに、相互に情報収集に努めるなど、緊急時の連絡体制の確立を担っている。

#### (ウ) 緊急時の連絡体制

日光市に暴風警報及び大雪警報等が発令された場合や台風の接近、上陸により強い風雨が予想される場合など、倒木等の影響により、人的・物的被害が発生するおそれがあるときには、関係機関が連携し、パトロールや市民等からの通報などにより、情報収集に努めるとともに、被害状況や処理状況を相互に伝達するものとする。

「情報収集・伝達マニュアル」については、資料編(12)掲載のとおりである。

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施・評価

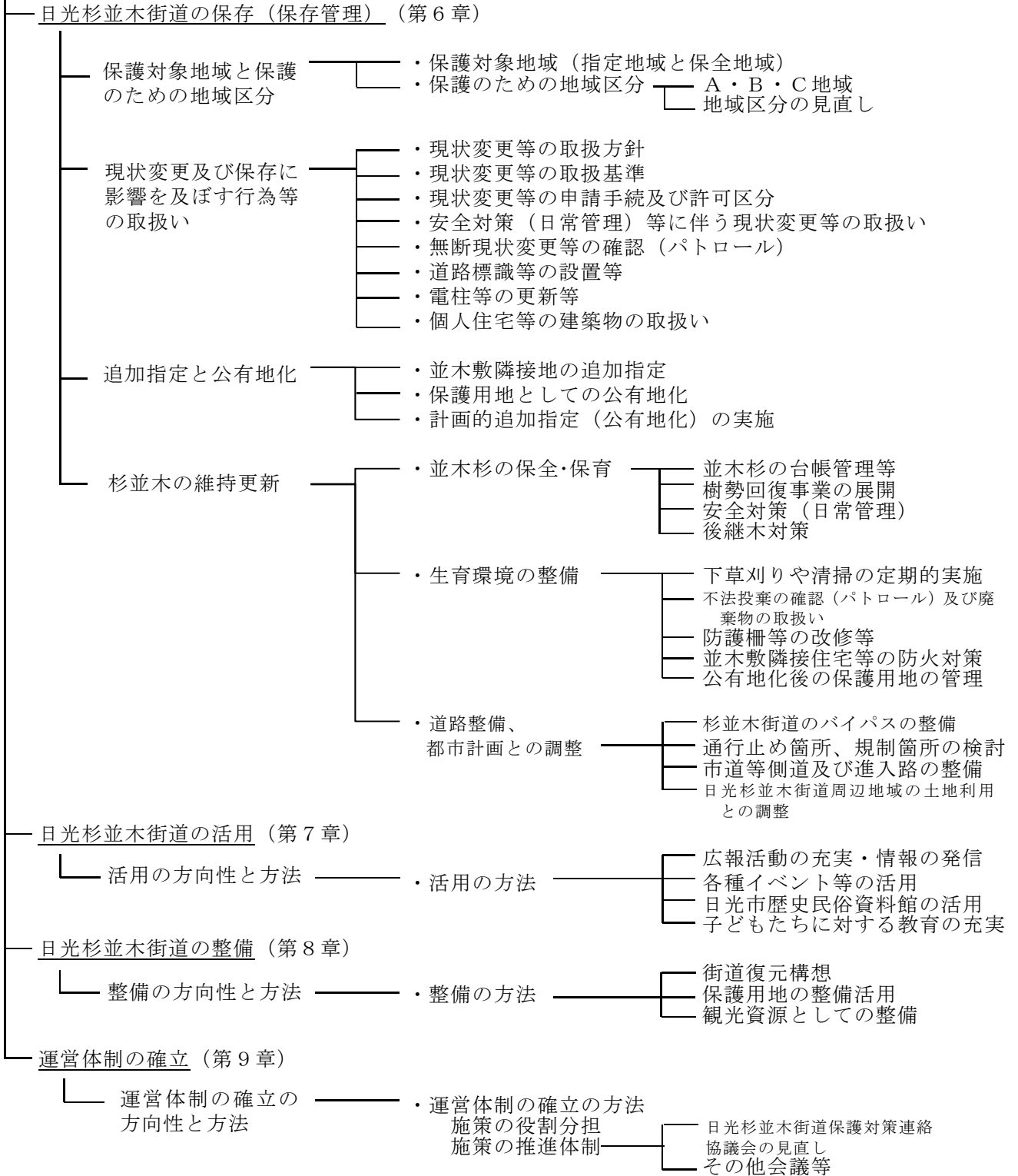
### 1 保存・活用に関する施策体系

日光杉並木街道の保存・活用をより一層推進していくためには、第5章に掲げた「保存活用計画の基本方針」に基づいて、4つの大きな施策を中心に、具体的な施策を展開していくことが重要である。

次に示す保存・活用に関する施策体系は、従前の保存管理計画の保護施策体系を踏まえたものであるが、日光杉並木街道を取り巻く環境が変化する中、これまでの取組を検証した上で、新たに生じている課題にも対応できるよう、施策の一部に変更を加えている。

# 日光杉並木街道の保存・活用に関する施策体系

## 日光杉並木街道保存活用計画



## 2 施策の進行上の確認機能

### (1) 各種施策のタイムスケジュールの作成

各種施策の役割分担の再整理・明確化に伴い、より効果的に日光杉並木街道保護に関する施策を実施していくため、今後は、各関係機関において、アクションプログラム（行動計画）と呼ばれるタイムスケジュールの策定を行うものとする。

また、各関係機関は、施策のタイムスケジュールを「日光杉並木街道保護対策連絡協議会（幹事会・担当者会）」の場で協議し、日光杉並木街道に関する保護施策の流れを整理した上で、それぞれの事業執行計画を立案する。

### (2) 各種施策の進行状況の確認

各種施策の進行状況は、実施方法や具体策の内容により異なる。今後、各関係機関が日光杉並木街道保護事業に着実に取り組み、各種施策を確実に実現していくためには、その進捗状況を把握するとともに、客観的評価を加えることが重要である。このため、「日光杉並木街道保護対策連絡協議会（幹事会・担当者会）」において、関係機関が相互に進捗状況を確認し、評価を行うなど、これまでと同様に協議会にチェック機能を持たせることとする。また、客観性を担保するため、会議内容に応じて、構成員以外の学識経験者等を加えることができるものとする。

なお、各種施策のタイムスケジュールについても、日光杉並木街道保護に関する環境の変化等により見直しの必要が生じたときは、協議会で確認・検討の上、適宜その修正を行うこととする。

また、文化庁が作成した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（平成27(2015)年3月）」において、自己点検表が紹介されており、これを参考に、定期的な現状確認や自己点検を通して、計画や施策の見直しの必要性を検証することとする。

## 3 保存活用計画の期間

この保存活用計画は、従前の保存管理計画を踏まえつつ、バイパスの整備や保護用地の公有地化の進展など、日光杉並木街道保護を取り巻く状況の変化に応じ、現状の課題を整理し、今後の保護施策の指針となるよう、新たに策定を行ったものである。しかしながら、保護施策を実施していく中で、日光杉並木街道を取り巻く環境や条件が刻々と変化する場合がある。そのため、新たに保存活用計画の見直しの必要性が出てくることも考えられる。

この計画全体の内容の変更については、各種施策の進捗状況、それに栃木県が一定の周期で行うこととしている樹勢に関する調査（毎木調査等）と合わせて、10年から15年の期間を基本として見直しを行うこととする。（※）

なお、軽微な内容の変更については、その都度、適宜見直しを行うなど、柔軟に対応していく。

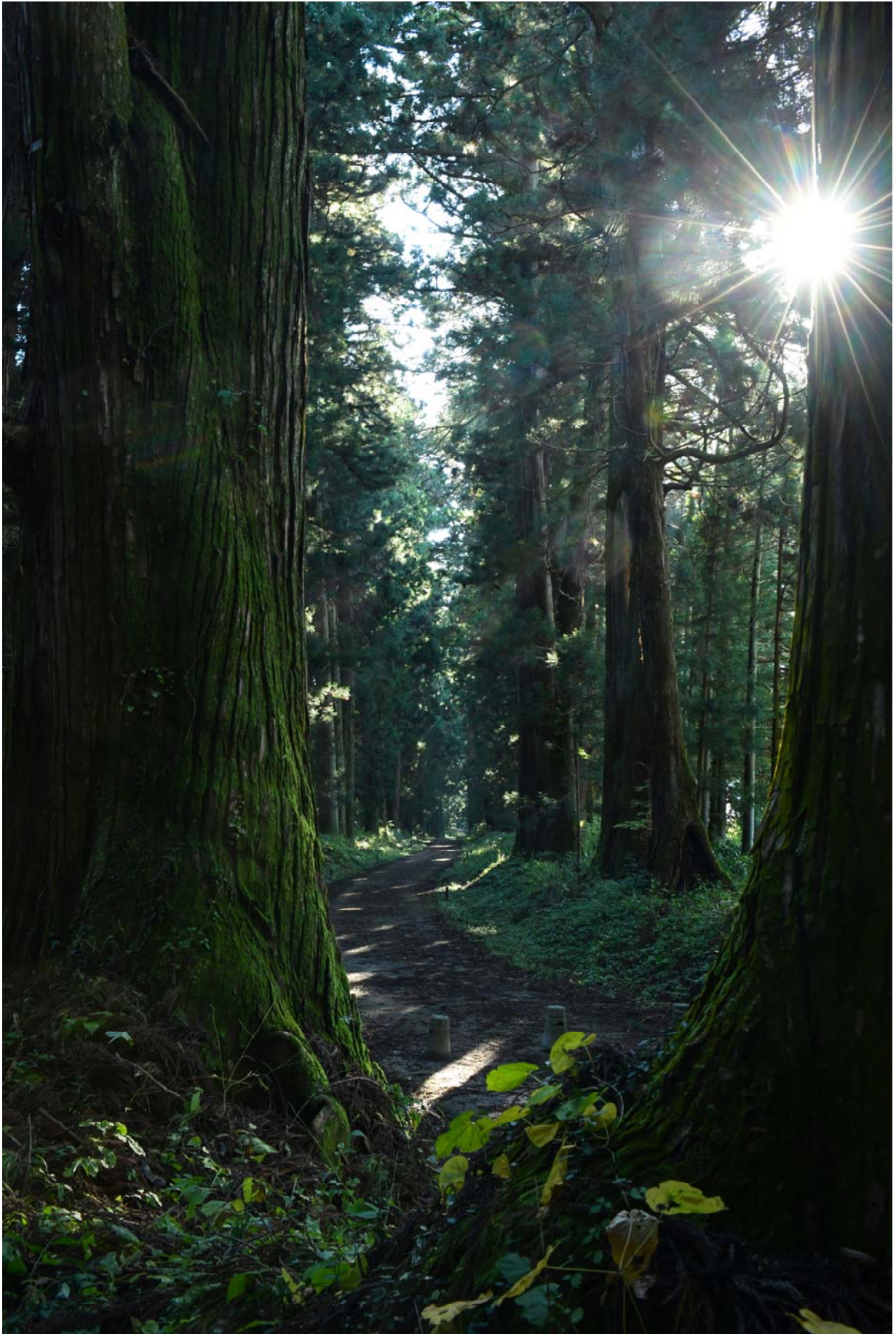
※ 本計画の期間は、令和元(2019)年9月から令和16(2034)年3月末までとする。

（参考文献）

谷本丈夫『大日光71・72・73・76・77・79・80・82・88号』、柿沼精一『大日光64号』、高藤晴俊『大日光70号』、大島延次郎『大日光17・18号』、作新学院高等部社会研究部『日光杉並木の研究』平成13年9月、栃木県教育委員会『栃木県歴史の道調査報告書第一集 日光道中・日光道中壬生通り・関宿通り多功道』平成20年3月、栃木県教育委員会『栃木県歴史の道調査報告書第三集 会津西街道・会津中街道・大田原通会津道・原街道（原方道）・足尾道』平成27年3月、栃木県立博物館『とちぎの歴史街道』平成17年7月、今市市教育委員会『杉並木物語』平成5年3月、下野新聞社『栃木の日光街道－荘厳なる聖地への道－』平成15年4月、下野新聞社『日光杉並木』平成6年5月、阿部昭編『街道の日本史15 日光道中と那須野ヶ原』平成14年4月、鈴木丙馬『日光杉並木300年の記録』昭和39年12月、日光東照宮『日光杉並木街道』昭和53年4月、ほか。（論文は省略）

絵図資料として、

- ①日光道中分間延絵図 第五巻 一下・中・上徳次郎 大沢 今市 鉢石－（五街道分間延絵図） 東京国立博物館所蔵（東京美術）
- ②日光道中壬生通分間延絵図 第二巻 一鹿沼 文挟 板橋－（五街道分間延絵図） 東京国立博物館所蔵（東京美術）
- ③今市ヨリ大田原通会津道見取絵図 第一巻 一大渡 大桑村 船生 籠岩 玉生－（五街道分間延絵図） 東京国立博物館所蔵（東京美術）
- ④日光山道中図絵 日光東照宮蔵
- ⑤日光道中絵図 栃木県立博物館蔵



「日光市野口」